

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

京 都 府

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」 目次

事 項	ページ
第1章 計画改定の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	1
2 計画改定の背景	1
(1) 条例制定とそれ以降の取組経過	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 犯罪等に関する社会情勢の変化	3
(ア) 全国の状況	3
(イ) 京都府の状況	4
3 計画の重点事項	7
(1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策	7
(ア) これまでの主な取組	7
(イ) 現状・課題	7
(ウ) 施策の方向性	8
(2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化	9
(ア) これまでの主な取組	9
(イ) 現状・課題	9
(ウ) 施策の方向性	11
(3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施	12
(ア) これまでの主な取組	12
(イ) 現状・課題	12
(ウ) 施策の方向性	12
(4) 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援	13
(ア) これまでの主な取組	13
(イ) 現状・課題	13
(ウ) 施策の方向性	18
4 施策展開の基本	19
(1) 地域住民等の参画と協働を通じた地域コミュニティの強化、人材確保と組織・団体間の情報共有	19
(2) 基本的人権への配慮	19
(3) 総合的な行政の対応、国、市町村等との連携	19
5 計画期間	19
第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	20
1 基本方針	20
2 施策の目標	20
3 具体的施策	20
(1) 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり	20
(ア) 府民、京都府、市町村、警察、企業、NPO等の連携体制の構築	20
(イ) 交番・駐在所機能の充実・強化	21
(ウ) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施	22

事 項	ページ
(エ) 犯罪防御システムを活用した犯罪抑止対策の推進	22
(オ) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上	23
(2) 児童虐待への対策や子どもの安心・安全の確保	23
(ア) 児童虐待防止のための総合対策の実施	23
(イ) 子どもや家庭が抱える複合化した課題に対する切れ目のない支援体制の強化	24
(ウ) 子どもの安全の確保に向けた取組の推進	24
(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防	25
(ア) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進	25
(イ) 児童の性被害防止対策の推進	26
(ウ) 消費者被害の防止の推進	26
(4) 性犯罪、ストーカー、DV等への対策	26
(ア) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化	26
(イ) ストーカー総合対策の実施	27
(ウ) DV防止対策の更なる強化	28
(5) 若者や高齢者を対象とした特殊詐欺等対策の強化	28
(ア) 最新の研究・技術を活用した特殊詐欺対策の強化	28
(イ) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発	29
(ウ) 関係機関と連携した消費者被害防止に向けた広報啓発	29
(エ) 少年や若者を安易に犯行に加担させないための広報啓発	29
(6) サイバー犯罪等への対応	29
(ア) ネット安心アドバイザー制度を活用した情報モラルの向上や犯罪被害の防止 に向けた広報啓発活動及び人材育成の推進	29
(イ) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進	30
(ウ) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化	30
(エ) 子どもや高齢者などのネット取引被害防止の推進	30
(オ) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施	30
(7) 多様な人が平等に情報を取得し、自己防犯力を高めるための取組の促進	30
(ア) 情報アクセシビリティの向上	30
(イ) 訪日外国人や留学生が犯罪に巻き込まれないための広報啓発の推進	30
(8) 社会情勢の変化に応じた治安対策の推進	31
(ア) 侵入窃盗犯罪対策の推進	31
(イ) 自転車盗対策の推進	31
(ウ) オーバーツーリズム対策による安全・安心なまちづくりの推進	31
(エ) 関係機関、団体等との連携による被害防止対策の推進	31
第3章 再犯防止施策の推進	32
1 基本方針	32
2 施策の目標	32
3 具体的施策	32
(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり	32
(ア) 国、京都府、市町村、警察、民間協力者等の連携体制の構築	33

事 項	ページ
(イ) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援	34
(ウ) 職員研修の実施	35
(エ) 広報啓発活動の推進	35
(2) 非行少年等への支援	36
(ア) 非行少年等への立ち直り支援	36
(イ) 低年齢の非行少年及び保護者への支援	36
(ウ) 少年たちの居場所づくり	36
(エ) 非行防止学生ボランティア等との連携による就学・就労に向けた支援	37
(オ) 京都少年鑑別所との協定に基づく少年の特性に応じた支援	37
(カ) 京都府立洛南病院における薬物治療支援	37
(キ) スクールサポーターによる規範意識向上の取組	37
(ク) 「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」の定期開催	37
(ケ) 福祉的支援を必要とする少年、若者への継続した支援	37
(3) 関係機関と連携した福祉的施策	38
(ア) 高齢者や障害のある人等への支援	38
(イ) 薬物依存を有する人への支援	38
(ウ) 当事者関係者への適切な支援	39
(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保	39
(ア) 安定した就労のための施策	39
(イ) 地域社会における定住先の確保のための施策	40
(5) 特性に応じた効果的な施策の実施	41
(ア) 児童虐待を行った保護者に対する再加害防止	41
(イ) 性犯罪、ストーカー、DV加害者に対する再加害防止	41
(ウ) 暴力団離脱の働きかけ強化	41
第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実	42
1 基本方針	42
2 施策の目標	42
3 具体的施策	42
(1) 生活再建のための経済的支援等への取組	42
(ア) 日常生活の支援	42
(イ) 居住の安定	43
(ウ) 雇用の安定	43
(エ) 経済的負担の軽減	43
(2) 精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組	44
(ア) 心身に受けた影響からの回復	44
(イ) 安全の確保	44
(ウ) 保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援	44
(エ) 刑事手続参加への支援の充実	44
(オ) 損害賠償請求に関する情報提供の充実	45
(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談・支援体制の強化	45

事 項	ページ
(ア) 児童虐待被害者に対する支援の充実	45
(イ) 性暴力被害者に対する支援の充実	45
(ウ) ストーカー被害者等に対する支援の充実	45
(エ) DV被害者に対する支援の充実	46
(オ) 家族等に対する支援の充実	46
(カ) 報道、インターネット等を通じて二次被害を受けた人への支援及び防止への取組	46
(キ) 京都府自殺ストップセンターの支援の充実	46
(4) 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	47
(ア) 京都犯罪被害者支援センターへの支援	47
(イ) 犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター（社会福祉士等）によるワンストップ支援体制の充実	47
(ウ) 市町村におけるワンストップ窓口等の充実	48
(エ) 大規模な事案における支援の充実	48
(オ) 府内に住所を有しない人等への支援	48
(カ) 人材の確保及び育成	48
(5) 犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組	49
(ア) 二次被害を生じさせない配慮、教育、広報の促進	49
(イ) 学校等における児童生徒等の犯罪被害者等への理解の促進	49
(ウ) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	49
(エ) 各種相談窓口・支援窓口の広報、情報アクセシビリティの向上等	50
第5章 計画の推進	51
1 推進体制の整備	51
(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	51
(ア) 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進	51
(イ) 京都府による計画の推進	51
(ウ) 市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携	51
(エ) 「セーフコミュニティ」による推進	51
(オ) 大学等と連携した推進	52
(カ) 企業等と連携した推進	52
(2) 再犯防止施策の推進	52
(ア) 京都府再犯防止推進ネットワークによる推進	52
(イ) 京都府による計画の推進	52
(ウ) 市町村や関係機関との連携	52
(3) 犯罪被害者等の支援	53
(ア) 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進	53
(イ) 京都府による計画の推進	53
(ウ) 市町村や関係機関との連携	53
2 施策の実施	53
(参考資料1) 2018（平成31）年以降に制定・施行・改正された法律等	54

事 項	ページ
(参考資料2) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりにおける関連計画等	56
(参考資料3) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会	58
(統計資料) 京都府における犯罪情勢等	59

～ 第 1 章 計画改定の基本的な考え方 ～

1 計画の趣旨

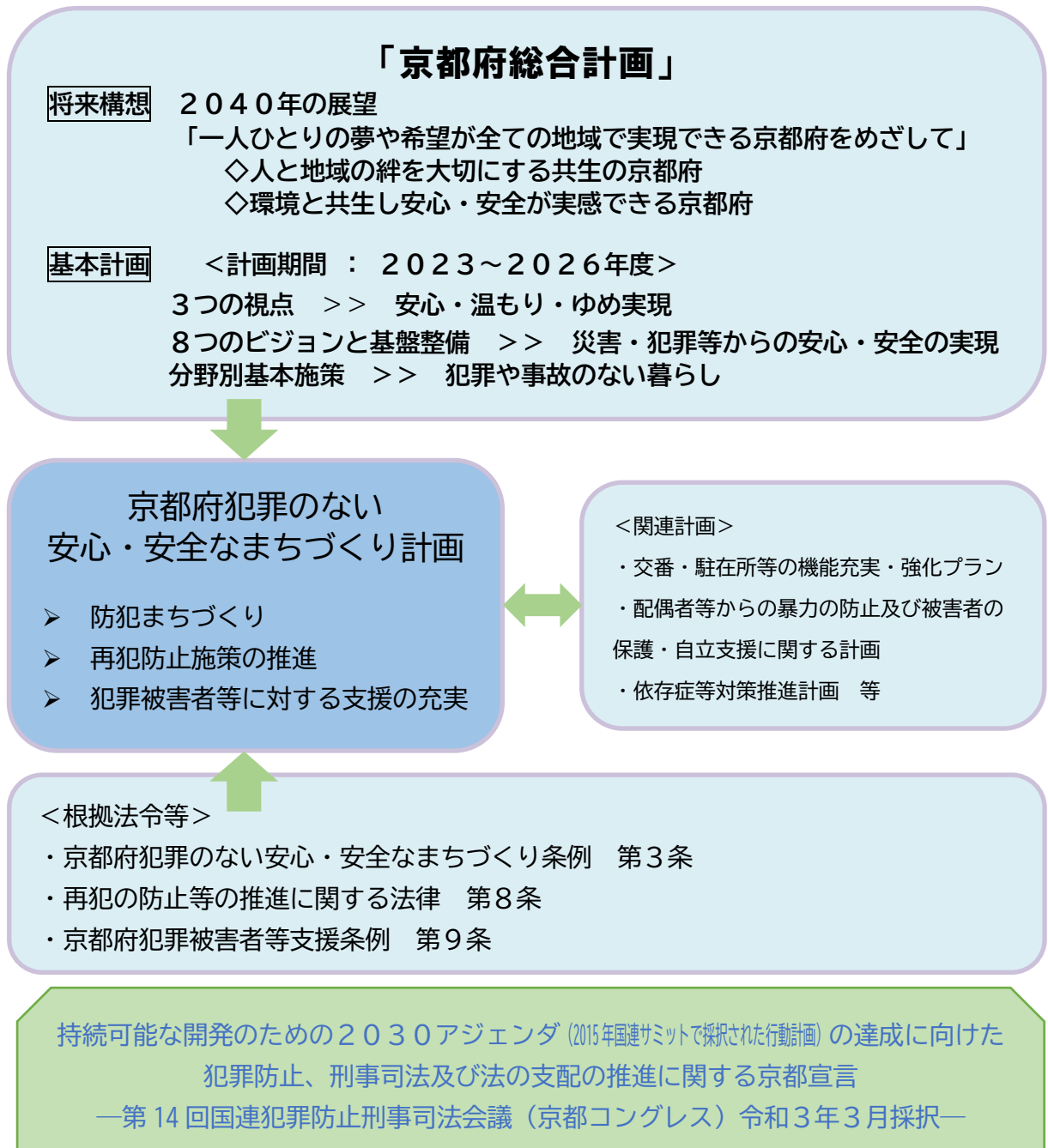
犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況を踏まえつつ、京都府、市町村、警察、事業者、府民などが一体となって、本府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するための計画として策定するものです。

2 計画改定の背景

(1) 条例制定とそれ以降の取組経過

- 犯罪等により府民生活の安心・安全が脅かされ、また、犯罪被害者等に対する理解や支援が十分とはいえない状況を踏まえて、平成16年12月、府議会において、議員提案による初の政策条例として、全会派一致により可決され、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）」（以下「安心・安全まちづくり条例」という。）が制定されました。
- 本府は、平成17年12月に安心・安全まちづくり条例第3条の規定に基づき、市町村及び府民と連携・協力して、犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援に関する計画を策定し、以降3回の改定を行ってきました。
- 平成28年12月に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」第8条第1項の規定により、地方再犯防止推進計画の策定の努力義務が課されていることから、現在の「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」（以下「計画」という。）において、新たに、再犯の防止を計画の柱の一つとして盛り込み、当該施策を推進することにしました。
- 今回の改定は、計画の基本目標を一定程度達成することができたことを踏まえ、本府の現状及び課題を整理し、外部委員の意見を聴取し、社会情勢の変化に応じた新たな対応や見直しを行うものです。

(2) 計画の位置付け



- ▷ 持続可能な開発のための2030アジェンダにおけるSDGs（持続可能な開発目標）
- 府、警察、市町村、事業者、府民等が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進し、社会経済情勢の変化や地域のつながりの希薄化に対応した持続可能なまちづくりに取り組むことで、国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。

※関連する主な目標



(3) 犯罪等に関する社会情勢の変化

(ア) 全国の状況

- 全国における刑法犯の認知件数は、平成15年からは一貫して減少してきたところでしたが、令和4年は60万1,331件と戦後最少となった令和3年を5.8%上回っており、今後の動向について注視すべき状況にあります。
- 地球環境の変化と人間関係の複雑化、人口構成の変化、科学技術の進展及び新型コロナウイルスの流行などにより、近年、社会情勢は大きく変化しています。また、日本を取り巻く国際情勢も目まぐるしく変化しています。
- 人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化し、より複雑化することになりました。単身世帯や高齢者が増加する中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されており、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」が成立しました。
- 令和4年3月に公表された内閣府の世論調査でも、インターネット上での情報の氾濫や入手の容易性、人と人との「つながり」の希薄化などを要因として「治安が悪化している」とする評価が相当の割合で存在しています。
- 地域社会において自治会等の加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感が高まっており、自治会、地域組織、NPOなど地域コミュニティの多様な活動の活性化が求められています。
- 全ての人が生きがいを感じられる社会の実現に向けて、女性活躍、孤独・孤立対策、子ども政策等の様々な取組が進められています。他方、特殊詐欺は、高齢者を中心に被害が深刻な状況にあり、また、性犯罪、ストーカー、DV、児童虐待等も多く発生するなど、犯罪等の被害は社会的に弱い立場の人たちに集中しています。
- 特に性犯罪に関しては、被害者や支援団体の熱心な活動に応えるため政府は、令和5年3月、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を策定し、対策の強化に取り組んでいます。令和5年6月には、性犯罪に関する刑法の改正法が成立しました。
- デジタル化の進展に伴い、ランサムウェア、ハッキング等のサイバー攻撃、フィッシング詐欺、不正薬物の売買、マネー・ローンダリング、子どもの性的搾取、虐待、SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺等が増加しています。

(イ) 京都府の状況

本府においても、全国の状況と同様に、社会経済情勢の不安定化が進む中で、少子高齢化や人口減少、それに伴う地域社会の衰退といった従来からの構造的な課題も、より深刻化しています。

コロナ禍においては、特に高齢者や子ども達が、住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らせる居場所・環境づくりの重要性が浮き彫りになりました。

誰もが未来に夢や希望を抱いていけるよう、コミュニティの重要性を認識しながら、人々の支え合いによる「あたたかい社会」づくりを進めていくことが必要です。

【防犯まちづくり】

- ・ 本府においては、刑法犯認知件数は、全国と同様に平成14年（6万5,082件）をピークとして減少しており、令和4年は1万578件と前年比では0.9%増加したものの、ピーク時と比べるとマイナス83.7%と、全国(マイナス78.9%)を上回る率で減少しています。
- ・ 認知件数の内訳を見ると、窃盗犯の占める割合が全国と比較するとやや多く、更に窃盗犯に占める割合が最も多い自転車盗は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動制限等により、令和2年及び3年は大きく減少したものの、令和4年には再び増加に転じています。
- ・ 子どもや女性を対象とした性犯罪や犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案、ストーカー・DV事案、SNSを利用した事案やサイバー犯罪の発生など、社会の変化に伴う新たな犯罪も大きな不安を与えています。
- ・ 令和4年の特殊詐欺の認知件数は204件で前年比37件、22.2%の増加、被害額は3億7,306万円で前年比7,713万円、26.1%の増加と、件数は5年ぶりに増加に転じ、被害額は2年連続で増加するなど深刻な情勢であり、被害者は65歳以上の高齢者が約8割を占めています。
- ・ 令和4年の刑法犯の検挙人員の年齢別の内訳を見ると、70歳以上が19.8%、次いで20歳から29歳が17.7%を占めています。また、70歳以上の検挙者のうち、万引きや置引き等を含む非侵入盗が70.2%、20歳から29歳で他の年齢と比べ特に多い罪種は、詐欺、強盗、強制性交となっています。
- ・ 近年の刑法犯認知件数の減少は、警察署や交番・駐在所の再編整備など警察力の充実とともに、府民や地域の安心・安全に関わる様々な団体が、交番・駐在所等を核に、警察・行政と連携し、地域の実情に応じた防犯活

動等に取り組むネットワークである府民協働防犯ステーションの全交番・駐在所への設置や子ども・地域安全見守り隊に代表される地域防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化の両輪によるものであり、地域の^{きずな}絆を再生する取組が、犯罪の起こりにくい社会の実現に結びついているものと考えられます。

- ・ しかしながら、防犯ボランティア活動も、従事者の減少傾向が続き、現従事者の高齢化や固定化などの課題を抱える地域もあり、多様な層のより多くの府民や近年拡大しつつあるCSR活動（社会貢献活動）に取り組む事業者の参画を促進し、横断的な連携により様々な地域課題に対応することができる仕組みづくりが求められています。

【再犯防止】

- ・ 平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律において、地方自治体の責務が明記され、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されたところ、本府では現行の犯罪のない安心・安全なまちづくり計画策定に合わせて、初犯防止の施策の強化とともに、再犯防止を計画の柱の一つとして盛り込み、施策を推進しています。
- ・ 再犯者数は減少してきましたが、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、約5割を占め、令和4年の再犯者率は50.5%となっています。
- ・ また、全国における2年以内の再入所に係る犯行時に住所不定であった人の割合（平成29年から令和3年までの5年平均）は、罪種別で窃盗（36.2%）、傷害・暴行（25.4%）、性犯罪（18.5%）覚醒剤取締法違反（17.3%）、特性別では、65歳以上（33.3%）、女性（10.3%）、少年（8.9%）となっています。
- ・ 保護司の安定的な確保は、喫緊の課題として、国が総力を挙げて様々な取組を進めているところであり、令和3年度からは、保護司活動の年齢の上限を76歳から78歳に引き上げたことにより、保護司数は若干増加したものの、高齢化は顕著な状況であり、今後、更に担い手の確保へ向けた取組が求められています。

【犯罪被害者等支援】

- ・ 社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者になり得る可能性がある中、平成16年12月に、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定され、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が策定されました。以降、5年ごとの見直しを経て、令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたところです。

- ・ 本府においても犯罪被害者サポートチームによる連携強化や平成26年4月までには、府内全市町村において被害者支援に特化した条例が制定されるなど、犯罪被害者等施策は着実に進展してきましたが、社会情勢が大きく変化する中で、被害者の方々が直面する様々な課題に対しては、早期に適切な支援へとつなげるとともに、被害者等を社会全体で支え、中長期的に寄り添う支援の充実が必要であることから、犯罪被害者等支援に特化した京都府犯罪被害者等支援条例（令和5年京都府条例第8号）を令和5年4月1日に施行しました。
- ・ この条例の制定を契機として、これまで行ってきた被害直後の初期段階における支援を拡充するとともに、被害者等の状況や意向に沿った中長期にわたる支援を実施するためのコーディネーター（社会福祉士等）を配置し、関係機関が一体となってワンストップで支援を行うため、支援調整会議を設置しました。また、被害者等の経済的負担軽減のため、転居、被害者参加制度の利用に伴う弁護士費用及び旅費の一部を助成する事業を新たに開始したところです。
- ・ また、警察庁の調査や本府が実施したアンケートにおいて、約7割の被害者等が支援につながない実態があることから、更に被害者支援窓口の周知を図るとともに、被害者等が相談や支援の求めをしやすい環境の醸成が必要です。

3 計画の重点事項

- (1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策
- (2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化
- (3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施
- (4) 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

(1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策

(ア) これまでの主な取組

- コロナ禍で孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となる中、令和5年5月31日に「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。
- 孤独・孤立状態に陥るきっかけとして考えられる事案として、生活困窮、高齢、障害、病気、子育て、犯罪被害、性暴力、DV、児童虐待に関する対策等を実施するとともに、自殺防止に関する取組を実施しています。

(イ) 現状・課題

- 本府における生活困窮者自立支援制度における相談受付件数は、コロナ禍の影響で、急増しています。

	H30	R1	R2	R3	R4 (暫定)
新規相談受付件数	2,553件	2,647件	9,941件	8,075件	5,895件

(出典：厚生労働省報告（京都市含む）)

- 本府においては、年々、単身世帯は増加しており、既に約4割を占めています。今後も増加傾向にあり、単身世帯の高齢化も進むと推計されます。

	H22	H27	R2	R7推計	R12推計	R17推計	R22推計
単身	35.8%	38.2%	41.2%	40.4%	41.3%	42.0%	42.5%
上記のうち65歳以上が占める割合	30.2%	34.3%	36.8%	37.5%	39.2%	41.5%	45.0%

(資料：国勢調査（総務省）、日本の世帯数の将来推計（平成31年4月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）)

- 養護者による高齢者虐待は、増加傾向にあり、令和４年度は過去最多となりました。

	H30	R1	R2	R3	R4
相談・通報件数	1,128件	1,213件	1,209件	1,318件	1,374件
虐待認定件数	665件	599件	653件	699件	719件

(参考：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査)

- コロナ禍において、障害者への家庭内における虐待は、相談・通報件数及び認定件数ともに平成30年度の約２倍超増加しています。

	H30	R1	R2	R3	R4
相談・通報件数	67件	82件	140件	159件	183件
虐待認定件数	36件	40件	72件	86件	85件

(参考：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律に基づく状況等に関する調査)

(ウ) 施策の方向性

- ▶ 犯罪の根底には社会的孤独・孤立があることも少なくありません。また、犯罪を契機にして新たな孤独・孤立が生じることもあります。これらの問題への対応には、福祉的支援のみならず、地域での見守りも不可欠です。課題が複雑かつ複合的であることから、領域を越えて行政、福祉団体、企業、ＮＰＯなどの関係機関が情報共有し、それぞれの強みをいかした課題の解決体制を構築します。
- ▶ 困難を抱える当事者の声を聴き、同じ目線での支援の在り方を検証します。当事者を支援の人材として共に取組を進め、困難を抱える人、回復を支援する人、民間の自助グループやボランティア団体など連携・協力のフォーラム（情報交換の場）創りをサポートします。
- ▶ 相談に訪れた住民の困り事の背景に思いを馳せ、細やかな対応のできる行政職員の養成を目指します。そのために、当事者や支援者の相談にワンストップで対応することができる体制の整備に努めます。

(2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化

(ア) これまでの主な取組

【防犯まちづくり】

- 府民協働防犯ステーションの活動に係る財政的支援
- 地域における防犯まちづくりに功労のあった個人・団体への顕彰
- 事業者による防犯CSR活動の支援
- 学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」による啓発活動
- 学生サイバー防犯ボランティアによる情報モラルの啓発

【再犯防止】

- 京都府保護司会連合会等への運営費等の補助
- 非行少年等の居場所（ユース・コミュニティ）の設置運営
- 当事者を中心に課題共有型「えんたく」方式による研修会の実施
- 少年非行防止学生ボランティアによる立ち直り支援

【犯罪被害者等支援】

- 京都犯罪被害者支援センターへの運営支援

(イ) 現状・課題

● 府民協働防犯ステーションの活動状況（地域別・令和4年）

	ステーション数	構成団体数	年間活動回数	1ステーション 当たり平均活動回数
京都市内	138	1,096団体	23,009回	167回
山城地域	49	310団体	11,209回	229回
南丹地域	39	227団体	7,727回	198回
中丹地域	37	245団体	5,940回	161回
丹後地域	34	311団体	6,507回	191回
合計	297	2,189団体	54,392回	183回

（出典：京都府警察本部提供資料）

（主な活動内容）

- ・朝夕の子ども見守り活動、夜間合同防犯パトロールの実施
- ・高齢者向け防犯講習会や地域安心・安全マップづくり講習会の開催
- ・青色防犯灯付自転車による「ながらパトロール」の実施
- ・年金支給日における金融機関前での振り込め詐欺被害防止啓発活動
- ・警察署との情報交換 等

- 府内の防犯ボランティアは年々減少し高齢化が進んでおり、令和4年末時点で、平均年齢が60歳以上の団体は、約6割を占めています。

防犯ボランティアの状況	団体数	人数
H30	888団体	75,520人
R4（H30からの増減）	863団体（▲25団体）	69,652人（▲5,868人）

（出典：京都府警察本部提供資料）

- 府内の保護司の人数は減少しており、高齢化が著しく、地域における人間関係が希薄化する中、保護司活動に伴う不安や負担が大きくなっています。

保護司の状況	人数
H30	1,087人
R4（H30からの増減）	1,048人（▲39人）

（出典：法務省提供資料）

- 専門的な知識と経験を要する付添等の直接的支援のニーズが増える中、支援を担う京都犯罪被害者支援センターの支援員（ボランティア）の確保が課題となっています。

センターの支援状況	相談（電話、面接等）	直接的支援
H30	992件	262件
R4（H30からの増減）	1,001件（+9件）	448件（+186件）

（出典：京都犯罪被害者支援センター提供資料）

- 本府が令和4年2月に行った犯罪被害者支援施策における市町村担当者へのアンケートでは、人材育成や府民の理解促進に関して、市町村単独での取組が困難との回答が多く、人手不足がいずれも上位理由として挙げられています。

困難と思われる取組（上位順）	困難であると思う理由の上位3項目
大学との連携	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③大学がない
学校における教育	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③情報不足
事業者への理解促進	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③財政的課題、情報不足
職員研修の実施	①人手不足②財政的課題、情報不足、他機関で行うのが望ましい
住民への理解促進（講演等）	①人手不足②財政的課題③情報不足

（出典：京都府文化生活部資料）

(ウ) 施策の方向性

- ▶ 総務省が推進する「地域コミュニティ活性化」の取組と合わせて、地域の防犯力を高めるための働きかけを積極的に行っていきます。
- ▶ 世代や生活スタイルに合わせた活動時間や方法を工夫しながら、地域防犯活動に参加しやすい環境を創ります。
- ▶ 法務省が推進する保護司適任者の安定的確保に向けた取組と連携し、矯正行政や保護司活動への理解促進のための「矯正展」や「社会を明るくする運動」などのイベントと連動した広報・啓発活動を更に推進します。
- ▶ 犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保に向けた活動や研修に協力し、積極的に支援していきます。

(3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施

(ア) これまでの主な取組

- 府警察サイバーセンターの設置による対策強化
- ネット安心アドバイザー、学生サイバー防犯ボランティアによる講演実施
- Ksisnet（ケースネット・京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）における情報発信
- SNS等を活用した注意喚起のための情報発信、詐欺等発生情報の配信

(イ) 現状・課題

- SNSを利用した子どもへの犯罪や加害行為の増加への対応
- SNSを利用した強盗や特殊詐欺などの犯罪実行者募集情報に安易にのる若年者の増加への対応
- 犯罪被害者やその家族に対するインターネット上の誹謗中傷への対応

(ウ) 施策の方向性

- ▶ 児童買春・児童ポルノ、詐欺等のサイバー犯罪の被害防止の取組を強化します。
- ▶ ネット安心アドバイザーや学生ボランティアの確保と教育機関との連携を推進します。
- ▶ 国が実施する各種相談窓口の紹介及びインターネット上の誹謗中傷に詳しい弁護士等の相談機会を提供します。

(4) 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

(ア) これまでの主な取組

【防犯まちづくり】

- 子ども・地域安全見守り隊への活動支援（資機材交付及び保険加入）
- 子どもの発達段階に応じた「防犯教育プログラム」に基づく防犯教室の実施
- 小・中学校及び高等学校等での非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施
- 京都ストーカー相談支援センター（K S C C）における支援
- 金融機関、コンビニ等と連携した特殊詐欺被害の未然防止

【再犯防止】

- 非行少年等立ち直り支援チーム事業（ユース・アシスト）が関係機関と連携し、少年一人ひとりに適した支援を実施
- 刑事司法手続の入口段階における福祉サービスの利用調整支援を地域生活定着支援センターにおいて実施
- DV加害者自らが加害に気付き、加害を繰り返さないためのプログラムの実施
- ストーカー加害者のカウンセリング等に係る公費負担制度の運用

【犯罪被害者等支援】

- 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都S A R A）や京都犯罪被害者支援センター等におけるカウンセリング、弁護士相談の費用負担や直接的支援の実施
- 中高生向け「いのちを考える教室」の実施

(イ) 現状・課題

① 子どもを取り巻く状況

- 府内における刑法犯及び特別法犯の少年の検挙・補導人員は減少しています。

少年非行等の状況	刑法犯			特別法犯		
	少年	犯罪少年	触法少年	少年	犯罪少年	触法少年
H30	735人	492人	243人	173人	145人	28人
R4 (H30からの増減)	465人 (▲270人)	283人 (▲209人)	182人 (▲61人)	149人 (▲24人)	131人 (▲14人)	18人 (▲10人)

(出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」)

- 福祉犯の被害少年数は全体的に減少している中、性被害は増加しています。令和4年の被害少年のうち中学生及び高校生が約7割を占めます。

福祉犯の被害少年	児童福祉法	二十歳未満ノ者飲酒禁止法	二十歳未満ノ者喫煙禁止法	風営法	労基法	青少年健全育成条例	児童買春・児童ポルノ法	その他	合計
H30	1	5	16	11	2	65	39	2	141
R4 (H30からの増減)	4 (+3)	1 (▲4)	14 (▲2)	4 (▲7)	0 (▲2)	41 (▲24)	47 (+8)	2 (0)	113 (▲28)

(出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」)

- 薬物乱用少年のうち、大麻取締法違反は増加しています。

少年非行等の状況	大麻取締法	麻薬取締法	覚醒剤取締法
H30	16人	1人	1人
R4 (H30からの増減)	30人 (+14人)	1人 (0人)	0人 (▲1人)

(出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」)

- 令和4年7月に警察が府内の中学生及び高校生を対象に行ったアンケート結果では、子どもたちの身近に違法薬物の誘惑が迫っている状況が分かります。

違法薬物に関するアンケート調査	中学生 (8,188人)	高校生 (8,172人)
大麻は身体に有害でない又は分からない	695人 (8.5%)	609人 (7.5%)
違法薬物の使用に誘われたことがある	19人 (0.2%)	40人 (0.5%)
上記のうち友達や先輩・後輩から誘われたとの回答	8人 (19人に対し42.1%)	27人 (40人に対し67.5%)
違法薬物を試してみたいと思ったことがある	87人 (1.1%)	124人 (1.5%)
違法薬物を手に入れることができる	98人 (1.2%)	148人 (1.8%)
上記のうち入手方法をインターネットとした回答	77人 (98人に対し78.6%)	120人 (148人に対し81.8%)

(出典：京都府警察本部中学生・高校生に対する「違法薬物に関するアンケート調査」結果(令和4年))

- 府内におけるいじめの認知件数は小・中学校、高等学校で減少していますが、全国的な傾向として、顕在化しにくいネットいじめに関しては、憂慮すべき状況にあるとの指摘があります。

いじめの認知件数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H30	20,885件	3,171件	624件	161件
R4 (H30からの増減)	15,702件 (▲5,183件)	2,777件 (▲394件)	387件 (▲237件)	163件 (+2件)

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

- 府内における小・中学校の不登校児童生徒数は増加しており、要因は様々ありますが、コロナ禍における影響も指摘されています。

不登校児童数	小学校	中学校	高等学校	高等学校中退
H30	722人	2,278人	910人	1,028人
R4 (H30からの増減)	1,970人 (+1,248人)	3,657人 (+1,379人)	1,189人 (+279人)	913人 (▲115人)

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

- 全国的には子どもの相対的貧困率は下がっていますが、ひとり親家庭の貧困率は依然として高い状況にあります。

貧困率 (全国)	貧困線	相対的貧困率	子どもの貧困率	子どもがいる現役世帯	大人(18歳以上)が一人	大人(18歳以上)が二人以上
H30	124万円	15.7	14.0	13.1	48.3	11.2
R3 (H30からの増減)	127万円	15.4 (▲0.3)	11.5 (▲2.5)	10.6 (▲2.5)	44.5 (▲3.8)	8.6 (▲2.6)

(出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」、令和3年新基準による)

- 児童虐待に対する社会的関心の高まりを背景として府内における児童虐待に関する相談・通告数は大幅に増加しています。

児童虐待相談・通告	府内3児相(速報値)	京都市
H30	2,104件	2,128件
R4 (H30からの増減)	2,721件 (+617件)	3,288件 (+1,160件)

(出典：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐくみ局資料)

● 令和4年度の年齢別内容別児童虐待件数（※府内は相談受理件数、京都市は認定件数として公表）

内容別		0～2歳	3～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	府内	134	100	162	99	79	574
	京都市	85	107	220	101	53	566
性的虐待	府内	0	2	5	8	10	25
	京都市	1	3	4	2	2	12
ネグレクト	府内	91	108	151	55	42	447
	京都市	104	77	98	44	17	340
心理的虐待	府内	345	401	526	249	154	1,675
	京都市	341	269	453	176	100	1,339
合計		1,101	1,067	1,619	734	457	4,978

（出典：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐくみ局資料）

- 法務総合研究所による非行少年と生育環境に関する研究報告書（令和5年6月）において、令和3年に実施した調査結果から、少年院在院者のうち約42%という少なくない人数が被虐待経験を有していることが分かっており、被虐待経験によるトラウマ（本来の能力では対処できないような外傷的な出来事を体験したときに被る著しいストレス）による心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断された人は、トラウマ体験と同時期、あるいはその後から、PTSD症状の苦痛を緩和させようとして、アルコールや薬物などの物質使用を開始することが多いとされているとの報告があります。

② 被害者のうち女性の割合が大きい事案の状況

- 府内における配偶者暴力相談支援センター相談件数（京都市DV相談支援センター及び舞鶴市配偶者暴力相談支援センターを含む。）は、全国の動きと同様に令和2年度が最多となり、令和3、4年度は減少しました。
一方、令和2年4月から内閣府が新たに運用を始めた24時間の電話相談、メールやSNSによる相談も可能である「DV相談+（プラス）」への相談件数は、令和3年度は約5万5千件で、前年度比1.5倍と大幅に増加していることから、相談先が増えたことが影響していると考えられます。

DV相談の状況	相談件数	女性		交際相手からの暴力による相談件数	DVによる一時保護
		女性	男性		
H30	6,333件	6,204件	129件	69件	88件
R2（過去最多）	6,387件	6,209件	178件	103件	87件
R4 （H30からの増減）	5,404件 （▲929件）	5,295件 （▲909件）	109件 （▲20件）	103件 （+34件）	46件 （▲42件）

（出典：京都府健康福祉部提供資料）

- 府内のDVの認知件数は増加しており、被害者は、女性の割合が大きいものの、若年者から高齢者までの各世代に渡るとともに、障害のある人、日本語が十分に話せない人、男性なども含まれています。

DV事案の状況	認知件数
H30	2,434件
R4（H30からの増減）	3,634件（+1,200件）

（出典：京都府警察本部提供資料）

- 府内の性暴力被害に関する相談等は高止まりの状況となっています。

京都SARAの電話相談の状況	電話相談件数
H30	1,433件
R4（H30からの増減）	1,308件（▲125件）

（出典：京都府健康福祉部提供資料）

- 府内のストーカー及び性犯罪認知件数は減少しています。

ストーカー・性犯罪認知件数	ストーカー	性犯罪
H30	820件	215件
R4（H30からの増減）	601件（▲219件）	169件（▲46件）

（出典：京都府警察本部提供資料）

③ 高齢者を取り巻く状況

- 府内人口のうち65歳以上が占める割合は年々増加し、令和12年度には3割を越えると推計されています。

高齢化の状況	65歳以上	75歳以上
H27（2015）	27.5%	12.9%
R12推計（2030）	31.5%	20.1%

（出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来人口 平成30（2018）年推計）

- 本府における刑法犯検挙人員に占める60歳以上の割合は増えており、そのうち最も多い罪種は窃盗で、約7割を占めています。

	総人員	60歳以上	60歳以上が占める割合
H30	4,295人	1,204人	28.0%
R4 （H30からの増減）	3,436人 （▲859人）	1,070人 （▲134人）	31.1% （+3.1%）
うち窃盗 （刑法犯に占める割合）	1,730人 （50.3%）	711人 （66.4%）	41.1%

（出典：京都府警察本部提供資料）

- 本府における特殊詐欺被害の認知件数は、令和4年から増加に転じており、被害者のうち65歳以上の占める割合は8割を超えています。

特殊詐欺被害認知件数	総件数	被害額
H30	257件	5億7,610万円
R4 (H30からの増減)	204件 (▲53件)	3億7,306万円 (▲2億304万円)
うち65歳以上の被害	171件 (83.8%)	3億2,900万円 (88.2%)

(出典：京都府警察本部提供資料)

- 令和4年における金融機関やコンビニ等の水際で阻止できた件数は増加しています。

種別	阻止件数	対前年比	阻止額	対前年比
金融機関	108件	+20件	4,843万円	+712万円
コンビニ・スーパー	209件	+97件	1,665万円	+854万円
個人	74件	▲9件	1,386万円	+90万円
その他	19件	+4件	211万円	+176万円
合計	410件	+112件	8,105万円	+1,833万円

(出典：京都府警察本部提供資料)

(ウ) 施策の方向性

- ▶ 虐待や犯罪等によりトラウマを抱えている子ども、若者、女性、高齢者などが、誰にも言えないまま、トラウマ体験を重ね、被害者にも加害者にもなり得るリスクを抱えないために、地域における気付きを増やし、支援していく環境を整備していきます。
- ▶ 犯罪をした高齢者や障害のある人で適切な支援を受けてこなかった人が、地域の福祉・医療等のサービスにつながり、再び犯罪をする状況に陥らないよう、刑事司法の入口である警察、検察庁などにおける支援と、府、市町村、地域生活定着支援センター、社会福祉士会などとの連携を図ります。
- ▶ 犯罪被害者等支援調整会議を核とした関係機関が一体となった中長期にわたる支援と被害者の状況に応じたきめ細やかで重層的な支援の充実を図ります。

4 施策展開の基本

(1) 地域住民等の参画と協働を通じた地域コミュニティの強化、人材確保と組織・団体間の情報共有

- ・ 犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するためには、警察の警戒・検挙活動の強力な推進や刑務所等での指導・教育は当然ながら、地域住民の一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、住民や事業者が地域の一員であることを自覚して活動に関わるとともに、行政機関が地域住民の多様な活動を支え、共生社会の実現へ向け協働していくことが必要です。
- ・ このため、府内の地域の特性を踏まえ、住民の意識向上に向けた広報・啓発をはじめ、活動の担い手（地域住民や事業者等）が効果的な取組を進めるための情報を関係機関と共有するなど、組織・団体間のネットワーク化や協働した取組の推進とともに、親子間のコミュニケーション、子どもや高齢者と地域の人々との交流や地域間の交流等、個人、家族、地域のつながりを深めることにより、地域のコミュニティの力を強めていくことが重要です。
- ・ また、生命、身体、財産等を犯罪から守る地域の活動が活発に行われるためには、防犯推進委員や少年補導委員、保護司、犯罪被害者支援等のボランティア、事業所、NPO等に加え、学生や退職後も自らの知識や経験をいかした地域貢献に意欲のある企業OB等、活動を主導し、協力していく広範な人材の確保・育成が必要です。

(2) 基本的人権への配慮

- ・ 生命、身体、財産等を犯罪から守る防犯活動や再犯の防止に係る取組、犯罪被害者等への支援を進めるに当たっては、基本的人権への配慮が必要です。

(3) 総合的な行政の対応、国、市町村等との連携

- ・ 犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民が主体となった活動を推進し、継続していくためには、警察の活動はもとより、関係行政機関が横断的、総合的な取組を適切な役割分担のもと、行うことが重要であり、とりわけ、犯罪の発生件数が多い都市部等においては、国、京都府、市町村、警察等関係行政機関と住民等が連携して、総合的な取組を重点的に展開することが重要です。

5 計画期間

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間

～ 第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進 ～

1 基本方針

府民が安全に、安心して暮らせる犯罪のない地域社会を実現するためには、その基盤となるコミュニティの重要性を認識し、人々の支え合いによる「あたたかい社会」づくりを進めていくことが必要です。

京都府では、犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、京都府、市町村、警察、府民、企業、NPO等が一体となって、先端技術を活用しながら、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、刑法犯認知件数の1万5千件以下を維持するとともに、府民の生活を脅かす新たな脅威（犯罪）に対して取り組んでいきます。

2 施策の目標

- 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり
- 子どもや高齢者などが、地域の中で安心して暮らせる居場所・環境づくり
- 困難を抱える子どもや女性の安全確保及び被害への対策
- サイバー空間における犯罪等への対応

3 具体的施策

(1) 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり

府民、京都府・市町村・警察等の行政機関、民間ボランティア等が連携して、犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進していくための体制を構築します。

さらに、府民協働防犯ステーションを核とした地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、ボランティアのほか、事業者、大学など様々な主体による自主防犯活動への支援や、情報発信、犯罪防御システムの活用などにより、これまで積み上げてきた地域防犯力を更に高める取組を推進します。

(ア) 府民、京都府、市町村、警察、企業、NPO等の連携体制の構築

a. 「府民協働防犯ステーション」による様々な地域団体との更なるネットワークの構築

府民協働防犯ステーションを基盤として、地域にある様々な地域団体とのネットワークを広げることで、地域コミュニティの更なる醸成へ寄与するとともに、地域防犯力の向上を推進します。

b. 現役世代や学生などのボランティアへの参加促進

現役世代や学生などのボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、防犯ボランティア団体に所属しなくても日常生活を通じて気軽に、また楽しみながら取り組むことができる「ながら防犯」や「ながら見守り」について、更なる広報を推進します。

c. 防犯ボランティア等による自主防犯活動の活性化

ボランティアの活動について、「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者（団体）表彰」などにおいて積極的に顕彰し、その受賞について積極的に広報するほか、防犯推進委員や学生防犯ボランティア、青色防犯パトロール活動従事者に対する防犯研修会や相互交流会の開催、活動用資機材の整備など活動の活性化に向けた取組を推進するとともに、青色防犯パトロール活動の普及促進に向けた支援の更なる充実を図ります。

また、府内には、まちづくり協議会等を設置し、地域住民自らがテーマを設定した活動を組み合わせて、複数の自治会で取り組むなどの新たな試みをする地域や、従来からの自治会の活動が充実している地域もあることから、市町村の地域コミュニティの取組と連携して、安心・安全なまちづくりを進めていきます。

d. 事業者による防犯CSR活動への支援

事業者に対する研修会の開催、企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の登録勧奨、「京都府地域の安心・安全サポート事業所」への登録促進により、事業者による防犯CSR活動を支援します。

e. 大学による自主防犯対策の推進

京都府大学安全・安心推進協議会を通じ、情報共有のほか、大学生の防犯意識や規範意識の向上方策などを推進します。また、新入生、学生向けマンション業者などへの啓発資料の配布のほか、大学駐輪場の防犯環境整備、女子大学生対象の性犯罪被害防止啓発活動、学園祭等における自転車盗被害防止啓発活動など、大学による自主防犯対策を推進します。

（イ） 交番・駐在所機能の充実・強化

交番・駐在所が地域における安心・安全の中核となるよう、事件事故への迅速な対応やパトロール体制を強化するとともに、府民協働防犯ステーション活動を通じた地域住民等による自主的な活動を支援するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。

(ウ) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施

a. 広報啓発活動の積極的な推進と府民参加型の地域安全イベント等の開催

全国地域安全運動や府民防犯旬間に合わせて、府民、企業、NPOなどと協働した広報啓発活動を積極的に行うとともに、京都府等が主催する「安心安全まちづくり京都大会」等の府民参加型の地域安全をテーマとしたイベントを開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く府民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。

b. 自主防犯意識の高揚に向けた広報等啓発活動の実施

被害防止ポスター・チラシ、被害防止啓発イベント用防犯グッズの作成・配布により、自主防犯意識の高揚を図ります。

c. 防犯関係情報の効果的な発信

各地域の犯罪情勢を分析し、子どもや女性を対象とした犯罪や府民の体感治安を悪化させるひったくり等の事件に係る情報、不審者等に関する情報、被害の防止方法に係る防犯情報等について、防犯・犯罪情報メール等の各種広報媒体を活用してタイムリーかつ適切に提供することにより、被害の連続発生を抑止するとともに、府民の自主防犯意識の高揚を図ります。

d. 企業等向けの防犯情報配信サービス「京(みやこ)すぐメール」の運用

府内の企業やNPO、防犯ボランティア団体などに対し、犯罪発生状況や被害防止対策などの情報をまとめた地域安全ニュースを配信し、自社従業員や顧客等へのニュース資料の提供等を通じて、多様な層への情報発信を図るとともに、各事業所単位の防犯CSR活動の促進を図ります。

e. 可搬型デジタルサイネージの運用

可搬型デジタルサイネージを運用し、視覚に訴える形で効果的な情報発信を行います。

f. 「犯罪・交通事故情報マップ」の効果的な運用

G I S（地理情報システム）を活用した「犯罪・交通事故情報マップ」を府警ホームページに公開します。

(エ) 犯罪防御システムを活用した犯罪抑止対策の推進

犯罪発生リスクの高い場所を分析する犯罪防御システムを活用して、犯罪発生リスクが高いエリアの先制的・重点的なパトロール、防犯ボランティアとの合同パトロール、府民が犯罪に遭わないための効果的な情報発信等を行い、犯罪抑

止、検挙活動を強化します。

(オ) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上

a. 防犯環境の整備促進に向けた情報提供や助言の実施

「公共施設等における防犯指針」により住宅の防犯性能の向上や道路、公園、駐車場などの明るさや見通しの確保等について、また、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」によりプライバシーの保護や画像の適正管理等について、それぞれ情報提供や助言を行い、地域の防犯環境の整備促進を支援します。

防犯カメラについては、地域住民や事業所などが防犯カメラ設置等による効果的な防犯環境の整備・改善を行う上で、犯罪情勢分析に基づく犯罪情報を積極的に提供するほか、設置場所の選定等に当たり、適切な助言を行います。

また、市町村、警察、企業などの連携のもと、ドライブレコーダーや新たなデジタル技術を活用したまちな見守り協定の締結等、地域一体となった取組を支援して、地域防犯力の向上を推進します。

b. 市町村との連携による防犯に配慮したまちづくりの推進

犯罪のリスクが高まるとされる空き家・空き地に対する地域の不安に対し、市町村の「空き家・空き地対策」に関する相談窓口を紹介するなど、防犯に配慮したまちづくりを推進します。

(2) 児童虐待への対策や子どもの安心・安全の確保

子どもは、自ら身を守ることや被害を訴えることが少なく、被害が潜在化しやすいことから、児童虐待防止に向けた未然防止と早期発見・早期対応等、総合的な対策を推進します。

また、子ども自身に身を守る方法を浸透させるとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安心・安全の確保のための取組を推進します。

(ア) 児童虐待防止のための総合対策の実施

急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、切れ目のない一貫した施策を総合的に推進します。

(未然防止)

- ・ 医療機関連携や地域団体、NPOなどによる育児不安を抱えた保護者からの相談や見守りの体制を支援
- ・ 保健所、市町村、NPOなどが実施する子育て講座等の充実

- ・ 養育上課題のある家庭への心理専門職による相談・支援
- ・ 虐待防止のための広報啓発（オレンジリボンキャンペーンの実施等）

（早期発見・早期対応）

- ・ 児童相談所における児童虐待対応協力員の配置、組織体制の強化等
- ・ 児童相談所、市町村、関係機関などの職員への研修や、児童虐待対応訓練による対応力の充実
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援との連携・協力
- ・ 産後ケア事業従事者に対する産婦のメンタルヘルスケア等の研修

（イ） 子どもや家庭が抱える複合化した課題に対する切れ目のない支援体制の強化

a. 困難を抱える子どもや保護者への包括的な支援の実施

関係機関の更なる連携体制の強化に向け、継続的な児童虐待対応地域連携会議の開催等、児童相談所と警察との緊密な情報共有の仕組みづくりを進めていきます。

b. 子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくり

様々なニーズや特性を持つ子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

（ウ） 子どもの安全の確保に向けた取組の推進

a. 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

子ども自らが「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して、犯罪被害を回避する能力を身に付けるための体験型地域安全マップづくりや、声かけをされた際の対応（誘いを断るなど）など、従来の防犯教室をより起こり得る現実に近い手法で実施する体験型防犯教室を開催するなど、子どもの危機回避能力向上に向けた取組を推進します。

b. 子ども見守りボランティアに対する支援・相談体制の充実

子どもの登下校の見守りを行うボランティアに対して、ボランティア保険の加入や資機材の提供などを行うことで活動を支援します。

また、日々の見守りの中での気付きや困り事に対して、意見交換や研修の機会を設け、相談体制の充実を図ります。

c. 「こども110番のいえ」の活性化

点検活動の実施と平行して活動要領マニュアルを配付するなど、「こども 110

番のいえ」の活性化を図ります。

d. スクールガード・リーダー配置等の取組に対する支援

市町村が主体となって実施しているスクールガード・リーダーの配置やリーダー育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもの見守り活動の取組に対して支援します。

e. 教員等の防犯能力の向上

教員等を対象とした防犯等の講習会を開催し、学校の安全管理の指導者としての一層の資質の向上を図り、各学校の安全を充実させます。

f. 通学路の安全確保

学校、警察、地域住民等による防犯の観点も含めた通学路の合同点検結果を踏まえ、危険箇所に関する情報共有を進め、地域安全マップづくりや「こども110番のいえ」の設置等を推進するとともに、点検結果を踏まえて対策案を策定し、関係機関、団体等と必要な協議を行い、防犯環境の整備・改善を目指します。

また、不審者情報等について、夜間・休日でも迅速な情報共有を図るため、警察と学校担当者との連絡体制を確立するとともに、防犯・犯罪情報メール等を活用して、防犯ボランティア等による効果的な見守りや児童の保護者等による防犯対策に資する情報提供を推進します。

(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体が連携して少年の非行防止対策を推進するとともに、更に深刻な状況にある性被害については、発達段階に応じた教育を実施することにより、少年が加害者、被害者又は傍観者とならない取組を推進します。

(ア) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進

少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。

また、非行防止教室等の機会において被害者の視点を踏まえた啓発や、関係機関・団体と連携し、情報共有を図るための連絡会議の開催や非行防止パトロールを実施するなど、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組を推進します。

(イ) 児童の性被害防止対策の推進

性暴力の加害者、被害者又は傍観者にならないようするため、就学前から児童・生徒の発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を実施するほか、声を上げにくい被害者が相談をしやすいするためのSNS相談「Cure time（キュアタイム）」（内閣府）等による相談を推進していきます。

(ウ) 消費者被害の防止の推進

成年年齢の引下げ（18歳）に伴う若者の消費者被害防止のため、若年者を対象とした消費者教育を強化するとともに、京都府大学安全・安心推進協議会等と連携して大学生等への情報提供を推進します。

(4) 性犯罪、ストーカー、DV等への対策

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、重大な人権侵害である」という認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶へ向けた取組を更に強化します。

また、ストーカー事案は、見え隠れする加害者に対する大きな不安から一刻も早く被害者を救い出す必要があるため、被害者の保護と加害者への適切な対応等総合的な対策を推進するとともに、DV被害についても、関係機関、団体の連携により、防止のための取組を推進します。

(ア) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化

a. 刑事法改正に伴う制度周知のための研修等の実施

近年の性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため改正・整備された刑法、刑事訴訟法などの規定内容を被害者と接する職員等がこれをよく理解し、適切に対応することができるよう研修等を実施します。

b. 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

子どもの発達段階に応じた教育や情報リテラシー、情報モラルの向上などに関する体験型講座や広報啓発を実施することで、社会全体の意識改革及び性暴力の予防に努めます。

また、スマートフォン等による犯罪発生地の図情報を活用した情報発信や大学生等が居住する賃貸マンションの防犯対策に着目した「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の更なる普及促進を図ります。

c. インターネット上の性暴力等新たな課題への対応

サイバーパトロールにより、子どもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、その書き込みに対する注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を強化することでSNSに起因する被害の防止を推進します。

また、児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、サイト管理者等に対して削除依頼を実施し、流通・閲覧防止対策を推進するなど、デジタル技術の進展に伴う新たな課題に対応します。

d. 違法行為への厳正な対処及び広報啓発等による犯罪防止

街頭補導、サイバーパトロール、各種相談などあらゆる機会を通じて情報収集を行い、被害児童を保護するとともに、事案に応じて各種法令を適用し、被疑者の早期発見・検挙を行います。

また、青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）における自画撮りの要求規制やいわゆるJKビジネス（女子高校生らによる接客を売りにした有害役務提供営業）の規制や痴漢の徹底した取締り等による加害者への厳正な対処を行うとともに、企業、学校などと連携した広報啓発を更に推進し、誰もが自分事として考え、加害者にも傍観者にもならないための府民理解の促進を図ります。

(イ) ストーカー総合対策の実施

a. 京都ストーカー相談支援センター（K S C C）の運用

ストーカーに特化した専門相談窓口として、平成29年11月から運用を開始した京都ストーカー相談支援センター（K S C C）において、ストーカーの被害者本人に限らず幅広い対象からの相談を受け、ストーカー事案を早期に把握することで、重大事案化防止に努めます。

b. ストーカー加害者への精神医学的・心理的アプローチに係るカウンセリング機関との連携と公費負担制度の運用

ストーカー加害者に対し、カウンセリング費用や精神科医による治療費の一部を負担することで受診を促し、被害者への執着心の軽減・除去を図ることで被害防止を図ります。

c. ストーカー被害者のカウンセリング、一時避難に係る宿泊施設利用料の公費負担制度の運用

加害者からの行為によって精神的に負担を負った被害者のカウンセリング費用を負担し、精神的な負担を軽減します。

また、適切な避難場所がなく、公的な施設への避難が困難な被害者に対し、加害者の検挙や被害者の転居先が定まるまでの一定期間、宿泊施設の利用料の一部を負担し、被害者の安全を確保します。

d. 関係機関との連携

ストーカー総合対策ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体と連携し、ストーカーの被害者にも、加害者にもならない各種施策の推進、被害者等に対する切れ目のない支援を行います。

(ウ) DV防止対策の更なる強化

a. 啓発活動によるDV防止対策の推進

府民協働防犯ステーションをはじめとする地域活動拠点等と連携し、冊子、カード、広報紙などを活用したDVやデートDVに関する啓発を行うとともに、年代に応じた暴力を許さない意識づくりを推進します。(パープルリボンキャンペーンの実施等)

また、ストーカー、リベンジポルノなどのデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な啓発活動を実施します。

さらに、経済団体等と連携し、企業等職場におけるハラスメントを許さない職場づくりを啓発することにより、DV防止対策を推進します。

b. DV対策関係機関の連携強化による支援の更なる推進

令和6年4月施行のDV改正法に基づき設置予定の配偶者等からの暴力に関する法定協議会（仮称）を開催し、相談機関の情報共有を継続し、府内におけるDV対策の更なる推進を図ります。

c. 加害への気づきとDVを繰り返さないための加害者対応

加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。

(5) 若者や高齢者を対象とした特殊詐欺等対策の強化

高齢者の特殊詐欺及び消費者被害は依然として深刻な情勢であることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用や隅々まで浸透する広報啓発など、効果的な防止対策を推進します。

(ア) 最新の研究・技術を活用した特殊詐欺対策の強化

特殊詐欺対策として有効性の認められる防犯機能付き電話機や通話録音装置の普及を図るほか、最新技術を有する民間企業や大学などと連携し、特殊詐欺の手口や被害状況を詳細に分析するとともに、被害防止に有効なシステムの開発・普及に向けた取組を推進します。

(イ) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発

関係機関の連携を一層強化するとともに、防犯ＣＳＲ活動に参加する民間事業所や防犯ボランティア、特殊詐欺の標的となる高齢者、更には高齢者を取り巻く子や孫の世代をも巻き込んだ「オール京都」の重層的ネットワークを構築して、「特殊詐欺を発生させない」社会気運の醸成に資する広報啓発を実施します。

また、特殊詐欺被害に遭う確率の高い高齢者等に対してマンツーマンによる啓発を行い本人の防御力を養うとともに、身近にいる家族・親戚、事業所などの関係者に対しても注意喚起を行い、高齢者等を見守る社会を構成していきます。

(ウ) 関係機関と連携した消費者被害防止に向けた広報啓発

高齢者等の消費者被害を防止するため、市町村、警察等の行政機関や団体、事業者等地域の多様な主体と連携した見守り体制（消費者安全確保地域協議会）を構築し、地域での見守りの強化を推進します。

(エ) 少年や若者を安易に犯行に加担させないための広報啓発

少年や若者がアルバイト感覚で特殊詐欺の犯行に加担しないよう、SNS上において特殊詐欺の実行犯を募集し、犯行を助長するおそれのある「犯罪実行者募集情報」投稿に対する注意喚起や関係機関と連携した広報啓発等の取組を強化します。

(6) サイバー犯罪等への対応

サイバー空間における犯罪手口は常に変化し、インターネット利用者が新たな形態の犯罪に対応することができず、被害の発生や拡大へつながっていることから、取締り等サイバー犯罪への対策を強化するとともに、疑似体験による対応能力向上やわかりやすい広報を行うなど、サイバー犯罪による被害を防止するための効果的な取組を推進します。

(ア) ネット安心アドバイザー制度を活用した情報モラルの向上や犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動及び人材育成の推進

違法・有害な情報があふれるサイバー空間において、府民が被害者にも、加害者にもならず、安心して安全にインターネットを利用することができるよう、ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動などを強化するとともに、担い手の人材育成等を推進します。

(イ) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進

SNS等の発達に伴うネット社会におけるネットトラブルやサイバー犯罪の被害防止のため、少年や高齢者が、ネットトラブル防止アクティブラーニング（実際にタブレット端末等を使用して自らがネットトラブルの疑似体験をする学習方法）を受講し、手口や対処方法を学ぶ施策を強化することで、被害防止を推進します。

(ウ) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化

警察官の捜査力・解析力の向上、装備資機材の整備により対処能力の強化を図るとともに、新たなサイバー犯罪に対する調査研究を進め、犯罪被害の予防に向けたサイバーパトロールと取締りの強化により高度化するサイバー犯罪に対処していきます。

(エ) 子どもや高齢者などのネット取引被害防止の推進

インターネット取引におけるルール遵守や被害防止などについて、子どもから高齢者まで、それぞれの世代特性等を踏まえた内容で、あらゆる機会をとらえて啓発を行う等、サイバー犯罪被害防止対策を推進します。

(オ) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティに関するオール京都体制の産学公連携組織であるK s i s n e t（京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）において、相談対応や情報発信を行うなど、情報セキュリティの専門家等が中小企業の情報セキュリティ対策を支援します。

(7) 多様な人が平等に情報を取得し、自己防犯力を高めるための取組の促進

年齢、性別、国籍、障害の有無などによって、分け隔てられることなく、多様な人が平等に必要な情報を取得し、自己防犯力を高めるための取組を促進することで、誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

(ア) 情報アクセシビリティの向上

多様な人が平等に必要な情報が取得することができるよう、様々な特性等に配慮した情報発信、広報啓発などに取組み、情報アクセシビリティの向上を図ることで、社会全体の防犯力の向上を推進します。

(イ) 訪日外国人や留学生が犯罪に巻き込まれないための広報啓発の推進

日本における滞在期間が比較的短い訪日外国人や留学生等が利用する媒体を活

用し、法や制度、言語・生活習慣の違いから巻き込まれやすい犯罪に関して特に注意を喚起する広報啓発活動を推進していきます。

(8) 社会情勢の変化に応じた治安対策の推進

府民の不安が大きい侵入窃盗や多発罪種である自転車盗について、それぞれの地域の犯罪情勢に応じた効果的な対策を推進します。また、観光需要の急速な回復によるオーバーツーリズムに係る交通渋滞、マナー違反などの課題に的確に対応します。

(ア) 侵入窃盗犯罪対策の推進

防犯に関する助言・指導を行っている一般社団法人京都府防犯設備協会と連携し、専門家による防犯診断等を通じた建物の防犯環境の整備、向上を図ります。

(イ) 自転車盗対策の推進

学校、事業者などと連携し、学生をはじめ府民が興味を持って取り組むことができる防犯意識の向上（施錠の習慣化等）に重点を置いた対策を推進します。

(ウ) オーバーツーリズム対策による安全・安心なまちづくりの推進

国内外の観光需要の急速な回復に伴う交通渋滞、マナー違反などのオーバーツーリズムに係る課題に対応するため、関係機関、団体等と協働連携した取組を推進し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

(エ) 関係機関、団体等との連携による被害防止対策の推進

京都府万引き防止対策推進協議会、京都府自転車防犯登録推進協議会、京都府自動車盗難等防止連絡協議会などを通じて、多発犯罪である万引き、自転車盗、自動車関連窃盗などの被害防止対策を推進します。

～ 第3章 再犯防止施策の推進 ～

1 基本方針

犯罪や非行した人等に対して、新たな被害者を生まないために、罪を償い、立ち直ろうとする人が、再び犯罪に関わることがないように負の連鎖を断ち切り、社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して推進します。

再犯防止施策の推進に当たっては、犯罪や非行をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の存在を十分認識するとともに、心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。

2 施策の目標

- 地域における包摂の推進
- 民間協力者の活動の促進
- 再犯防止へ向けた基盤の整備
- 就労・住居の確保
- 学校等と連携した学習支援
- 犯罪をした人の特性に応じた適切な支援
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進

3 具体的施策

(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり

刑事司法関係機関、京都府・市町村・警察等の行政機関、民間協力者等が、再犯防止施策を連携して効果的に推進していくための体制を構築します。

さらに、地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、地域において犯罪や非行をした人等の指導・支援に当たる保護司や民間支援団体等への支援や市町村、民間支援団体、地域で様々な活動に取り組む民間ボランティア等と連携した再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組等を進め、犯罪や非行をした人等が犯罪や非行を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができるコミュニティづくりを進めます。

(ア) 国、京都府、市町村、警察、民間協力者等の連携体制の構築

a. 国、京都府、市町村、警察、民間協力者等の連携体制の構築

更生保護法改正により、更生保護に関する地域援助が保護観察所の業務として位置付けられました。それに伴い、刑事手続の入口から息の長い社会復帰支援を確保する実施基盤として、非行、薬物乱用防止等のこれまで取組を進めてきた協議会や支援ネットワークを活用し、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」において、刑事司法関係機関、市町村、警察、保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が参画する再犯防止推進会議（テーマ別会議）を設置し、立ち直り支援と併せて、再犯の要因を排除する取組を総合的に進めます。

b. 社会福祉に関するアドバイザーの配置

再犯をする背景には、経済的な困窮、認知障害、生育歴、社会的な孤立状態など、さまざまな理由が潜んでいるケースが多いことから、社会福祉士等の専門家をアドバイザーとして配置し、関係機関と連携して適切な支援へつなぐ取組を進めます。

c. 「入口・出口」における適切な支援体制の構築

起訴猶予処分や執行猶予判決が見込まれ、刑務所での服役に至らない人や微罪処分（※）となった人及びその家族等が、複数の課題を抱え、福祉的支援が必要な事案に対して、早期の段階で、適切に保健・医療、福祉等の支援につながり、地域で生活ができるよう、府、市町村、警察、司法、福祉関係の機関等で構成される支援調整会議を設置し、各関係機関が連携して「入口」（※）段階における支援体制を構築します。

また、出所者等の「出口」（※）段階においては、保護観察所において、満期釈放者・仮釈放期間満了者、起訴猶予者、少年院退院者・仮退院期間満了者等への支援が強化されることに伴い、矯正施設、保護観察所と連携して、対象者が、適切な支援につながるができるよう、市町村における保健・医療、福祉関係機関等との連携を強化するとともに、再犯防止推進会議において「入口」から「出口」までの一貫した支援に関する情報共有及び新たな課題に対して、支援施策の検討・見直しを行います。

※ 「微罪処分」とは、刑事訴訟法第246条ただし書の規定に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微なものの、成人による事件について司法警察官が検察官に送致しない手続きを執ることをいう。

※ 「入口支援」とは、起訴猶予者、刑の執行猶予者など刑事司法の入口段階にある者に対して、福祉サービス等に橋渡しする取組をいう。

※ 「出口支援」とは、高齢者や障害がある者の再犯を防止するためには、社会内での福祉的支援につなげることが有益と考えられることから、矯正施設在所中に刑事司法の出口段階にある矯正施設出所者等を福祉サービス等に橋渡しする取組をいう。

d. 当事者の声を支援に活かす取組の実施

大学や専門家等の知見を用いた研修を通じて、当事者を中心に犯罪に至る背景から、立ち直りまでの様々な障害や心情について話を聴き、同じ目線で行政、地域で活動するボランティアや民間支援団体等の関係者が課題を共有することで、支援の現場での気づきを増やし、きめ細かな支援へとつなげます。

e. 被害者等の心情を踏まえた改善更生に資する処遇に関する情報提供

刑事収容施設の処遇に関する法律、少年院法及び更生保護法が改正され、被害者の心情を踏まえて、刑事施設や少年院で行う処遇や、社会内で行う処遇の充実が図られたことを受け、刑事司法関係機関や民間支援団体等と連携し、制度に対する被害者等の意見を伝える等、制度が有効に運用されるよう情報提供に努めます。

(イ) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

a. 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

保護司や民間ボランティアの活動を促進させるため、京都府保護司会連合会等の運営費を補助し、保護司や学生ボランティア、民間支援団体等と実施する研修会、住民集会等の開催を支援します。また、地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターの拡充及び機能充実に協力します。

b. 更生保護支援関係機関（※）の広報推進

国、市町村と連携し、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会、協力雇用主、更生保護協会、更生保護施設等の活動に関する広報を進め、再犯防止等に対する府民の理解を深める取組を実施します。

※ 更生保護を支える更生保護支援関係機関

- ・ 更生保護女性会：犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体
- ・ ＢＢＳ会：非行や生きづらさを抱えた少年たちへの支援活動等を行う青年ボランティア団体
- ・ 協力雇用主：犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主
- ・ 更生保護協会：更生を地域全体で支えるためのネットワークの拠点
- ・ 更生保護施設：自立更生することが困難な人に対して、宿泊場所や食事の提供、生活指導、社会復帰の指導、自立に向けた指導や援助などを行う民間の施設

c. 法務少年支援センター京都との連携による相談支援

法務少年支援センター京都と連携して、地域における犯罪防止等の取組について、センターの心理又は教育等を専門とする職員による相談窓口を活用し、子ど

もの非行・犯罪や問題行動に悩む教育機関や支援関係機関の職員、保護者に、本人の非行・犯罪等に係る困り事などの相談に応じた情報提供、助言を行い、早期段階での問題解決を促します。

d. 保護司等民間協力者への顕彰

犯罪をした人等の立ち直りを支援する活動を広く普及し、認知度を高め、その活動を更に促進するため、保護司をはじめ民間ボランティアとして永年にわたり熱意を持って従事し、その功績が顕著である人を顕彰します。

e. 保護司等の人材確保

保護司の高齢化や民間ボランティアの減少に対応するため、保護司活動に抱く不安に対して、保護司の体験談等を紹介する機会を増やすことにより、広く府民への周知を図るとともに、法務省の保護司活動インターンシップ制度など、保護司や民間ボランティア等の人材確保の取組に協力します。

また、京都府職員等に対しては、京都府保護司会連合会が主催する保護司セミナーへの参加を促進します。

f. 更生保護法人への寄附に係る税額控除

個人が府内に主たる事務所のある更生保護法人に寄附した場合について、京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）に基づき、個人府民税の控除対象とし、財政支援を実施します。

（ウ） 職員研修の実施

犯罪をした人等が抱える様々な課題に対する施策を効果的に推進するため、刑事司法や福祉関係機関等と連携し、京都府・市町村職員研修等を実施し、支援のノウハウや知見等を共有します。

（エ） 広報啓発活動の推進

a. 再犯防止啓発月間の重点広報

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に規定されている再犯防止啓発月間（7月）において、犯罪をした人等の再犯の防止等についての府民の関心と理解を広く深めるため、法務省大阪矯正管区協力のもと、振興局や市町村においてパネル展示や刑務作業製品の販売、講演会を実施するなど、重点的に広報啓発を行います。

b. 「社会を明るくする運動」の推進

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、一層充実した広報啓発

活動が行われるよう支援します。

また、多くの小・中学校が参加している作文コンテストに合わせて、教材として使える動画の提供や子ども達の理解を深める取組を実施します。

(2) 非行少年等への支援

非行等の問題を抱える少年に対して、京都府教育委員会等各関係機関と連携・協力して、再非行防止や立ち直り支援、居場所づくりを推進し、就学や就労を支援するとともに、非行の低年齢化への対応として親子向けの性や情報モラルに関する教育に取り組みます。

(ア) 非行少年等への立ち直り支援

非行等の問題を抱える少年に対して、学校や警察、児童相談所等の関係機関と連携して、様々な体験活動等を通じて、地域社会の一員としての自覚と自己肯定感が持てるように働きかけ、立ち直りを支援します。京都少年鑑別所が実施する地域援助を活用し、問題行動のある少年の心理検査や指導方法の提案を受けるなど、非行少年等立ち直り支援コーディネーターや臨床心理士等で構成された非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、少年一人ひとりに適したプログラムに基づき支援します。

(イ) 低年齢の非行少年及び保護者への支援

SNS等の進展により、十分な社会的規範を身に付ける前の低年齢のうちから、様々な情報に子ども達が触れることのできる環境がある中、子どもが被害者にも加害者にもならないための親子向けの性や、ネット安心アドバイザーによる情報モラルに関する教育の支援や、非行の背景にある虐待や貧困等の保護者自身が抱える悩みに対して関係機関と連携し、包括的に支援を進めます。

(ウ) 少年たちの居場所づくり

a. 少年たちの居場所づくり

家庭や学校に居場所がなく、疎外感、孤立感から非行行動に至る少年たちが更にコロナ禍で非行の形態が変わっている状況に対応するため、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）において実施する悩み相談や学習支援、体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割、存在価値」を見いだすことができるよう、非行・再非行の防止を図ります。

b. 困難を抱える子どもの支援や地域活性化を行う事業者等への支援

非行少年や犯罪をした若者が再び犯罪に関わるリスクのある環境に戻ることがないように、困難を抱える子どもや家庭が孤立しないための支援、地域の見守りに

取り組む自治会や事業者等へ活動の場所を提供するとともに、個々の課題解決のための相談体制の充実を図ります。

(エ) 非行防止学生ボランティア等との連携による就学・就労に向けた支援

再非行のおそれがある少年等に対し、積極的に手を差し伸べ寄り添い、その立ち直りを支援するために、少年非行防止学生ボランティア等と連携して、少年の就学・就労に向けた支援や社会奉仕体験活動、生産体験活動等への参加等を実施し、再び非行をする少年を生まない社会づくりを推進します。

(オ) 京都少年鑑別所との協定に基づく少年の特性に応じた支援

非行をした少年に対する立ち直り支援を行う中で、問題行動の原因が心理的な要因によるものと考えられる少年に対しては、京都少年鑑別所と警察との協定に基づき、保護者の同意の下、京都少年鑑別所に心理検査等の実施を依頼し、その分析結果の提供を受けることで、個々の少年の特性に応じたきめ細やかな立ち直り支援を推進し、再非行防止対策の充実を図ります。

(カ) 京都府立洛南病院における薬物治療支援

薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、警察と薬物治療を行っている京都府立洛南病院との協定に基づき、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。

(キ) スクールサポーターによる規範意識向上の取組

少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生、高校生、大学生に対し、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。

(ク) 「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」の定期開催

京都少年鑑別所や京都保護観察所等の刑事司法関係機関、教育委員会等の教育機関、警察や児童相談所等の行政機関で構成する「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」を定期的に開催するなど、組織間の情報共有と連携を図り、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組をより一層推進します。

(ケ) 福祉的支援を必要とする少年、若者への継続した支援

支援が必要な少年、若者について、児童福祉関係機関と関わりがある者や発達障害を有している人が少なくないなどの実情を踏まえ、成人して自立するまでの長期にわたる継続したきめ細やかな支援を実施するため、学校、児童相談所、福祉事務所、子ども・若者総合支援センター等において、少年院や保護観察所等と

の連携を強化します。

(3) 関係機関と連携した福祉的施策

犯罪をした人等のうち高齢者や障害のある人については、適切な福祉的支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、こうした福祉的支援が必要な人に対し、保健医療・福祉施策による支援を推進します。また、薬物依存を有する人に対しては、医療・保健・福祉機関や民間支援団体等との連携による支援を継続して実施します。

(ア) 高齢者や障害のある人等への支援

a. 高齢者や障害のある人等への総合的な施策の推進

京都府地域福祉支援計画や京都府保健医療計画において、高齢者又は障害のある人等や保健医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保健医療・福祉サービス、住居、就労、その他生活困窮への支援等地域での生活を可能にするための施策を推進します。

b. 地域生活定着支援センターにおける福祉的支援の推進

高齢者や障害のある人で福祉的な支援を必要とする矯正施設等退所予定者に対し、入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰することができるよう支援するため、地域生活定着支援センターにおいて、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を深め、「入口」支援において福祉的支援の充実を図ります。

(イ) 薬物依存を有する人への支援

a. 薬物依存を有する人への医療・保健福祉的支援

京都府立洛南病院に設置された京都府こころのケアセンターや京都府精神保健福祉総合センターにおいて、薬物依存を有する人とその家族等に対する相談事業を実施するとともに、京都保護観察所や地域の保健医療・福祉関係機関及び民間支援団体等との連携体制の強化を図ります。

b. NPO法人等と連携した広報啓発

NPO法人京都ダルク等と連携して、薬物再乱用防止プログラムに係る講座をこれまでも実施しており、薬物依存からの回復を引き続き支援するとともに、府民だより等の広報媒体、店舗の電光掲示板を活用した広報文の表示、薬物乱用防止のためのイベント開催等による広報活動を推進します。

特に若年層へ向けた取組として、中高生や大学生向けの広報啓発により重点を置いて取り組んでいきます。

(ウ) 当事者関係者への適切な支援

家族や関係者が犯罪をしたことで、日常生活を送ることが困難になった家族等への支援は、これまで顧みられることはなかったところ、警察から釈放・刑事司法施設を出所・出院した人の身元引受人が家族等である場合、家族だけで受け止めることは大きな負担になることが考えられるため、必要な保健医療・福祉関係機関につなぐための支援施策を実施します。

(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保

犯罪をした人等について、勤労意欲のある人のほか、障害のある人、経済的に困窮している人、非行少年、暴力団離脱者等に対して、就労支援や雇用環境の改善に取り組むとともに、就労の定着や生活の安定のための定住先確保に向けた支援を推進します。

(ア) 安定した就労のための施策

a. 京都ジョブパーク等における寄り添い型の就労支援の実施

京都ジョブパーク等において、ハローワークや医療機関、関係団体等と連携し、個々の状況に合わせて、段階的・継続的に寄り添いながら、相談から、雇用主のニーズに合った職業訓練についての情報提供、就職、職場への定着までの総合的な支援を実施します。

b. 法務省「矯正就労支援情報センター」及び就労支援団体事業の周知

刑務所や少年院等の入所者が持つ職歴や資格の情報を集約し、雇用を望む企業に紹介する法務省の「矯正就労支援情報センター」（通称コレワーク）や刑務所出所者等の就労を支援するNPO法人京都府就労支援事業者機構の事業内容の周知に協力します。

c. 障害のある人への就労支援

犯罪をした人等で障害のある人が、就労意欲や適性に応じて就労することができるよう、既存の障害者施策を活用しながら、相談、能力開発・向上、定着支援等の総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。

d. 生活困窮者自立支援法に基づく就労支援

経済的に困窮している人で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業や就労訓練事業の活用等により、自立を支援します。

e. 非行少年立ち直り支援チームによる就労体験等の実施

非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、協力事業所での就労体験等の支援プログラムに基づき支援します。

f. 京都府における会計年度任用職員の雇用検討

家庭裁判所で保護観察に付された人又は少年院からの仮退院を許された人のうち、京都保護観察所から推薦を受けた人を、会計年度任用職員として採用する取組を踏まえ、犯罪をした人等の雇用等の促進について検討を行います。

g. 協力雇用主の公共建設築工事の入札参加資格に関する等級区分主観点の加算

刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、犯罪をした人等を雇用した協力雇用主について建設工事の入札参加資格に関する等級区分主観点を加算し、公共調達における受注機会の増大を図ります。

h. 暴力団離脱・社会復帰へ相談、教育活動等の実施

暴力団からの離脱に関する相談対応や離脱を促進するための教育活動、就労支援等を行う「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」と連携し、暴力団を離脱した人についても受入れ可能とする協賛企業の確保に向けた取組を推進します。

i. 社会復帰アドバイザーによる暴力団離脱者への就労等援助

京都府警察において、就労支援・社会復帰対策担当者（非常勤・社会復帰アドバイザー）の配置等、暴力団組織からの離脱の促進、離脱者の就労等の援助措置を推進します。

（イ） 地域社会における定住先の確保のための施策

a. 要配慮者の府営住宅等の入居可能物件の情報提供

保護観察対象者等が、住居の確保が困難であるとともに生活困窮者や高齢者でもあるなど特別な配慮を要する場合は、地域の実情に応じて、府営住宅等の入居可能な物件の情報提供を行います。

b. セーフティネット法に基づく、保護観察対象者等の賃貸住宅確保支援

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（セーフティネット法）に基づき、保護観察対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に取り組むとともに、地域生活定着支援や総合相談の窓口等とも連携して賃貸住宅の家主や要配慮者の賃貸住宅への入居を支援する人の不安解消を図ります。

c. 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保支援

経済的に困窮し、住居を喪失し、又は喪失するおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、生活再建を支援します。

(5) 特性に応じた効果的な施策の実施

虐待を行った保護者、性犯罪、ストーカーやDV事案の加害者、暴力団関係者等、支援が必要な対象者の特性に応じて、関係機関が連携・協力して指導等の支援を推進します。

(ア) 児童虐待を行った保護者に対する再加害防止

急増・困難化する児童虐待の再加害防止のため、虐待を行った保護者に対する精神科医等によるカウンセリングの実施や児童虐待対応地域連携会議の設置等、関係機関と連携した児童虐待総合対策事業を実施します。

(イ) 性犯罪、ストーカー、DV加害者に対する再加害防止

性犯罪について、法務省から令和5年3月に示された「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」に基づき、専門知識とノウハウを持つ保護観察所及び法務少年支援センター等と連携しながら、再犯防止のための支援を推進します。

ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強く、重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、被害者の将来にわたる安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。

また、DVについては、被害者の中長期的な安心・安全の確保のために、加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。加えて、被害者を京都府犯罪被害者等支援調整会議等の仕組みを活用して、適切な支援につなぎ、再被害や新たな加害者を生まないための取組を実施します。

(ウ) 暴力団離脱の働きかけ強化

暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有するため、公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターや矯正施設等との連携を強化します。

～ 第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実 ～

1 基本方針

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かで充実した途切れることのない支援が必要である。そのためには、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護され、もって、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第4次犯罪被害者等基本計画及び京都府犯罪被害者等支援条例を踏まえながら、総合的な支援の充実を図ります。

2 施策の目標

- 犯罪被害者等への経済的支援の充実
- 精神的被害の回復への取組強化
- 犯罪被害者等への配慮及び情報提供への取組
- 支援調整会議を核としたワンストップ支援体制の充実
- 犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保
- 府民理解の増進
- 学校等における教育の充実

3 具体的施策

(1) 生活再建のための経済的支援等への取組

犯罪被害者等の状況に応じた支援サービスを適切にもれなく活用できるよう、京都府、市町村、警察、京都犯罪被害者支援センター、京都弁護士会、京都府臨床心理士会、京都社会福祉士会で構成される支援調整会議を核として、関係機関と連携を図りながら犯罪被害者等の生活再建を支援します。

(ア) 日常生活の支援

犯罪被害者等が、日常生活に関する支援を受けられるよう、市町村及び関係機関と連携し、支援制度の活用を図るとともに、更なる制度の充実、必要な情報の提供を行います。また、様々な分野の地域活動団体と連携し、困り事に応じて提供することができる支援のネットワークを広げ、犯罪被害者等を支えます。

さらに、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を

行うため、支援調整会議を開催し、コーディネーター（社会福祉士等）が犯罪被害者等の状況に応じた個別の支援計画を策定し、家事、育児等の日常生活支援に関する福祉制度の活用を含めた支援をコーディネートすることにより、犯罪被害者等が速やかに支援につながり生活を再建することができるよう支援します。

（イ） 居住の安定

犯罪やDV被害の影響により、これまでの住居に住むことが困難となった世帯に対し、府営住宅優先入居制度の利用を促進するとともに、新たな住居へ転居するための費用の一部を助成します。

また、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者への居住支援のため、京都府が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人において、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うなど、居住の安定を図ります。

（ウ） 雇用の安定

犯罪被害を受けたことにより、被害者や家族は、被害のショックに加えて、役所や刑事手続、通院、介護等のために仕事を休まざるを得ない状況になります。被害者等の雇用の安定を図るために、事業者等が犯罪被害者等の置かれている状況や二次被害防止のための配慮等について、正しく理解を深められるよう、事業者に向けて広報や啓発を行います。

また、京都ジョブパークやハローワーク等とも連携し、個々の事情に応じた就職相談、職業紹介を行うなど、雇用の安定を図ります。

（エ） 経済的負担の軽減

犯罪被害者等の様々な経済的負担を軽減するため、市町村の見舞金制度（※）や犯罪被害者等が生活を再建するために必要な転居費用、当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用、裁判傍聴に係る旅費、警察の公費負担制度等の経済的支援策の更なる充実に努めます。

また、犯罪被害者等支援に従事する職員及び府民へ周知を図るとともに、犯罪被害者等が利用可能な支援制度に関する情報の提供や利用の助言を行います。

※ 見舞金制度とは、犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に見舞金を支給する制度をいう。（京都市以外の府内25市町村で導入。京都市の場合、生活困窮者が対象）

(2) 精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組

犯罪被害者等が被害を受けた直後から、精神的・身体的被害の状況に応じて、早期に被害者の希望する場所で適切な治療やカウンセリングを受けることができるよう、犯罪被害者等へ寄り添うとともに、必要に応じて既存の支援制度へと切れ目なくつなぎます。また、再被害への不安や二次被害に犯罪被害者等が苦しまないよう、十分な配慮と支援を行います。

(ア) 心身に受けた影響からの回復

犯罪被害者等の精神的負担の軽減や早期回復のため、京都犯罪被害者支援センターによるカウンセリングや病院への付き添い、警察が行う臨床心理士によるカウンセリングや精神科への通院費用、傷害等の身体犯被害者への初診料・診断書料等の公費負担制度の充実を図ります。

さらに、中長期的な見通しを立てて、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を行えるよう、支援調整会議において、個別の支援計画を策定し、変化していく被害者のニーズに応じて計画の見直しを行いながら、被害者に寄り添い、心身に受けた影響からの回復を支援します。

(イ) 安全の確保

犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の情報を適切に取り扱うとともに、一時避難が必要な犯罪被害者等がホテル等に宿泊する場合の費用を公費で負担します。

また、DVや児童虐待被害者等の安全を確保するため、関係機関と連携して速やかに一時保護や施設等の入所による保護を行います。さらに、府営住宅の目的外使用による一時入居や新たな住居へ転居するための費用の一部を助成することにより、犯罪被害者等の安全を確保します。

(ウ) 保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援

犯罪被害者等に関わる職員に対し、犯罪被害者等へ十分な配慮がなされるよう、様々な機会を活用して、支援方法に関する研修・訓練を実施し、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を行います。

(エ) 刑事手続参加への支援の充実

犯罪被害者等が被害者参加制度等の刑事手続に適切に関与することができるよう、刑事手続や関係機関等の犯罪被害者等支援施策が掲載された、「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し、刑事手続等に関する必要な情報の提供を行います。

また、京都犯罪被害者支援センター等において、裁判の傍聴付添や代理傍聴のほか、検察庁や弁護士事務所等への付添等の支援を行います。

さらに、当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用、裁判傍聴に係る旅費の一部助成を行い、京都弁護士会とも連携しながら、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図り、刑事手続参加への支援を行います。

(オ) 損害賠償請求に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の損害賠償の請求が適切かつ円滑に行うことができるよう、京都弁護士会と連携し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談の案内及び申込手続の援助等を通じて、損害賠償請求に関する必要な情報を提供します。

また、前記「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し、損害賠償請求等に関する情報の提供を行います。

(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談・支援体制の強化

犯罪被害と認識できない、周囲に対する伝え方が分からない、加害者や周囲の人との関係性等から被害を訴えることができずに被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対して、被害者等が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関が互いに連携しながら、早期発見・早期対応、再発防止のための取組を強化します。

(ア) 児童虐待被害者に対する支援の充実

児童虐待を受けた児童や被害少年等に対し適切な支援を行うため、京都府児童虐待防止ネットワーク会議を運用するとともに、児童相談所や関係機関、団体等が一貫したフォロー体制を強化し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止を図ります。

(イ) 性暴力被害者に対する支援の充実

性暴力被害者の心身の負担軽減とその回復を図り、被害の潜在化を防止するとともに、性暴力のない社会づくりを目指すため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）において、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等と連携した総合的な支援を実施します。

(ウ) ストーカー被害者等に対する支援の充実

ストーカー事案を早期に把握し、重大事件への発展を未然に防止するため、京都ストーカー相談支援センター（KSCC）における専門相談を実施し、ストーカー被害者等の安全確保に向けて迅速かつ的確に対応します。

また、一時避難が必要なストーカー被害者等がホテル等に宿泊する場合の費用を公費で負担するとともに、関係機関と連携して速やかに一時保護や施設等の入所による保護、新たな住居へ転居するための費用の一部を助成します。

(エ) DV被害者に対する支援の充実

DV被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談対応や一時保護、被害者の自立を支援する各種情報の提供を行うとともに、被害者の地域生活を支援する地域サポーターを養成します。

また、精神的被害からの早期回復のため、DV被害者のグループカウンセリングを実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。

(オ) 家族等に対する支援の充実

直接的な被害を受けた犯罪被害者だけでなく、その家族や目撃者等の関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、関係機関等によるカウンセリング等の適切な支援を実施し、犯罪により多大な影響を被った関係者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援を行います。

(カ) 報道、インターネット等を通じて二次被害を受けた人への支援及び防止への取組

報道機関による過剰な取材等による二次被害を防止するとともに、二次被害により生じ、あるいは拡大した精神的被害の回復に向け、警察において、カウンセリングの実施、精神科等に通院する費用の公費負担等を行います。

犯罪被害者等が犯罪被害に起因してインターネット上の誹謗中傷^{ひぼう}を受けないよう、防止に向けた広報に取り組むとともに、二次被害を受けた場合には、相談の内容に応じて、京都府人権リーガルレスキュー隊をはじめ、インターネット上の様々な問題についての専門的な知識を有する相談窓口を紹介するなど、速やかな支援を行います。また、二次被害を受けた犯罪被害者等の状況に応じて、京都犯罪被害者支援センターにおいて、精神的被害の回復に向け、カウンセリング等の精神的ケアを行います。

(キ) 京都府自殺ストップセンターの支援の充実

犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。

(4) 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

犯罪被害者等がどこに住んでいても、安心して支援を受けられるよう、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって支援する仕組みを構築するとともに、犯罪被害者等を支援する人材の確保と育成に努めます。

また、被害者が多数になるような大規模な事案が発生した場合に、直ちに支援の体制を整えることができるよう、関係機関と定期的に意見交換を行い、連携体制の強化を図ります。

(ア) 京都犯罪被害者支援センターへの支援

a. 運営等への支援

京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して補助するとともに、寄付型自動販売機の設置や寄附された古本等の売却収益を支援センターの活動資金として寄附することができる「ホンデリング」の取組を府内市町村、学校及び企業等へ働きかけるなど、その活動を積極的に支援し、併せて、その他の民間支援団体等との連携強化を図ります。

b. 計画的な支援員等の育成

犯罪被害者とその家族への主な支援は、ボランティアによって支えられていますが、支援にあたっては、専門的スキルとノウハウの習得が求められることから、全国被害者支援ネットワークの研修カリキュラムを活用した研修会への参加を支援するなど、相談員、支援員、ボランティア等の相談対応能力の向上と計画的な育成を図ります。

(イ) 犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター（社会福祉士等）によるワンストップ支援体制の充実

自ら支援を求めることが困難な犯罪被害者等や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない犯罪被害者等へ支援を行うため、支援の現場である京都犯罪被害者支援センターにコーディネーター（社会福祉士等）を配置し、京都府、市町村、警察、京都犯罪被害者支援センター、京都弁護士会、京都府臨床心理士会、京都社会福祉士会で構成される支援調整会議を開催し、犯罪被害者等に応じた個別具体的な支援計画を策定するとともに、関係諸機関が一体となって犯罪被害者等へよりきめ細やかな支援を行っていきます。

また、支援調整会議を通じて得た知見を関係機関で共有し、犯罪被害者等支援全般にいかすとともに、更に関係機関のネットワークを広げ、支援体制の充実、強化を図ります。

(ウ) 市町村におけるワンストップ窓口等の充実

犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった際の市町村における窓口を一本化して、犯罪被害者等の置かれている状況とニーズを的確に把握し、関係課と調整を行い、ワンストップで包括的に支援することができるよう、「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成し、相談対応に必要な情報提供を行います。

また、犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」や研修用eラーニングツール(※)を活用するとともに、既存の支援制度の周知に努めます。

さらに、犯罪被害者等が複数の困難を抱え、警察、司法、福祉、医療等幅広い分野での知識を必要とする場合においては、本人同意の下、支援調整会議による協議を行うなど、市町村の支援の充実等に協力します。

※ 「研修用eラーニングツール」とは、犯罪被害者やその家族が被害後に直面する困り事や利用できる支援制度など、社会資源情報を知ることができるツールをいう。

(エ) 大規模な事案における支援の充実

犯罪により多数の死傷者が生じるなど、大規模な事案が発生した場合には、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を行うため、支援調整会議を開催して、緊急に行う必要がある態勢を整え、当該態勢の下に支援を実施します。

また、京都府が主導して、国、市町村、府民、事業者、学校等、民間支援団体等と連携・協力して、義援金を募集し、犯罪被害者等への配分等、必要な施策を実施します。

(オ) 府内に住所を有しない人等への支援

府内に住所を有しない人が府内で犯罪被害を受けた場合、民間支援団体等関係機関と連携して、犯罪被害者等が居住する都道府県の総合的対応窓口や民間支援団体へ情報提供を行うなど、必要な支援を行います。

(カ) 人材の確保及び育成

a. 専門的スキルを持つ人材の確保

京都府における支援従事者の裾野を広げるため、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士やそうした知識や技術を学ぶ学生等が被害者支援に関心を持ち、支援に関与してもらうための働きかけを積極的に行い、専門的スキルを持つ新たな人材の確保に努めます。

b. 研修による人材の育成及び二次受傷防止対策

警察及び民間支援団体等の担当者と合同で市町村担当者研修会を開催し、市町

村を含めたワンストップでの相談及び支援を実践する人材を育成するとともに、支援活動を通じて心理的外傷等の二次受傷を負わないための対策を実施する等、支援者自身のリスクの軽減を図ります。

(5) 犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組

犯罪被害に遭って、支援が必要であるときにも声を上げられない犯罪被害者等を置き去りにしないために、犯罪被害者等が助けを求めやすい環境を整備するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を府民一人ひとりが自分事として理解し、寄り添い、社会全体で支える気運の醸成を図ります。

(ア) 二次被害を生じさせない配慮、教育、広報の促進

a. 犯罪被害者等の置かれた状況に対する理解

犯罪被害者等の置かれた状況や、二次被害を生じさせない配慮、犯罪被害者等支援の重要性等について、犯罪被害者等支援に携わる市町村担当者、被害児童等の対応を行う教職員への周知、事業者等に対する広報を実施します。

b. 支援の現場における「トラウマインフォームドケア」の視点の浸透

犯罪や虐待等の被害により、人や社会への安心感や安全感、信頼が崩れ落ち、その影響が心身の行動に現れる被害者のトラウマをよく理解し、配慮した関わり方ができるよう「トラウマ（心的外傷＝心の傷）に配慮したケア」について、被害者や子どもに関わる人が学ぶ機会を提供します。

(イ) 学校等における児童生徒等の犯罪被害者等への理解の促進

人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識や技能を有する京都府犯罪被害者支援アドバイザー等による「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。

また、学生等の「生命のメッセージ展」開催・運営への参画の働きかけや各自で学べる教育用eラーニングツールの周知など、犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害についての正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解の促進を図る学習活動を充実させます。

(ウ) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や、二次被害を生じさせない配慮、犯罪被害者等支援の重要性等について、府民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える

気運を醸成するため、「生命のメッセージ展」や「いのちを考える教室」を開催します。

また、府民だより等による発信や人権フォーラム、府民交流フェスタで啓発を行うとともに、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等の期間を利用し効果的な広報啓発活動を実施します。

（エ） 各種相談窓口・支援窓口の広報、情報アクセシビリティの向上等

a. 各種相談窓口・支援窓口の広報

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、京都犯罪被害者支援センターの相談窓口、警察総合相談室や性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」、レディース相談、ヤングテレホン、京都ストーカー相談支援センター（K S C C）等の警察関係相談窓口、京都府犯罪被害者サポートチーム専用電話、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都S A R A）の相談窓口、各市町村における相談窓口、外国語で対応可能な相談窓口の周知を進めます。

また、担当業務が異なる窓口で相談があった場合でも、犯罪被害者等支援の窓口につながるよう、窓口認知度向上のための周知を図ります。

b. 情報アクセシビリティの向上等

国籍、年齢、障害の有無等に関係なく、誰もが必要とする支援に関する情報を円滑に取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、特性に配慮した意思疎通支援の充実等を図ります。

～ 第5章 計画の推進 ～

1 推進体制の整備

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

(ア) 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進

安心・安全なまちづくり条例第5条の規定に基づき、知事を本部長とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」が、犯罪のない安心・安全なまちづくりの総合的な施策を推進するための体制と位置付けられています。

この計画を推進するため、本部員がそれぞれの役割を踏まえつつ、地域の実状に応じた犯罪防止のための活動が行われるよう、地域・団体等からの意見等も踏まえ、推進本部と地域の防犯活動が結び合うよう工夫するとともに、専門家の意見も聴きながら進めていくものとします。

(イ) 京都府による計画の推進

京都府では、府民が自ら参加して進める犯罪のない安心・安全なまちづくりへ向け、幅広い分野にわたる安心・安全なまちづくりのための横断的な組織として「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部庁内連絡会議」を中心にして、総合的・具体的な施策を推進します。

(ウ) 市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携

自主的な防犯活動を行っている防犯関係ボランティアやNPO等の取組が一層促進されるよう、府民協働防犯ステーションを核として連携・協力を行うとともに、子育て支援等様々なNPO活動の中に防犯の視点が取り入れられるよう連携を進めます。

また、計画を推進するに当たっては、地域住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、関係情報の入手をはじめとして市町村と緊密に連携するとともに、市町村の犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する事業の促進や情報提供等を行います。

(エ) 「セーフコミュニティ」^(※)による推進

事故や犯罪などは、防止のためのプログラム作成と実施により予防可能であるというセーフコミュニティの考え方に基づいて、データ等に基づき地域の課題を抽出し、その原因を究明することにより、京都府、市町村、地域住民、NPO、関係民間団体など、既存の多くの主体の協働により、全ての府民が健やかで元気に暮らすことができるまちづくりを進めます。

※ 1970年代にスウェーデンの地方都市で始まった「安全なまちづくり」の取組。北欧の

周辺国を経て世界の各国に広がり、1989年に認証制度開始。世界で400以上の自治体やその一部が認証されており、亀岡市が平成20年に日本で初めてWHOの認証を取得

(オ) 大学等と連携した推進

大学のまち京都の特性をいかし、地域社会の一員としての大学・学生防犯活動が促進されるよう、京都府大学安全・安心推進協議会等との連携を強化します。

また、犯罪に関する科学的データ分析や新たな検討課題等、犯罪のない安心・安全なまちづくりにつながる研究を大学や学会等と連携して、継続して推進します。

(カ) 企業等と連携した推進

重要な地域の一員として地域と協働して活動していただける「京都府地域の安心・安全サポート事業所」をはじめとした企業・事業者や京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会等の団体との連携を推進します。

(2) 再犯防止施策の推進

(ア) 京都府再犯防止推進ネットワークによる推進

再犯防止施策の推進については、当事者の課題を共有する研修会や分野別の各種協議会等の参画団体である刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関等とのネットワークをいかして、地域の実状に応じた支援等の取組を推進します。

(イ) 京都府による計画の推進

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」において、再犯防止施策を推進するためのテーマ別会議を設置し、刑事司法機関等と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて推進するとともに、「出口」支援の強化と併せて刑事手続の「入口」段階における処遇の改善へ向け、現場で当事者に接する機会の多い警察と市町村及び福祉団体等との連携を強化します。

(ウ) 市町村や関係機関との連携

これまでDV、児童虐待、非行防止、薬物乱用防止等の各分野において取組を実施してきたところ、何らかの理由により適切な支援につながってこなかったことに起因して、犯罪や非行をした人が、再び犯罪に関わることがないように、国、市町村、警察、保健医療・福祉関係機関や民間協力者等と連携し、重層的な支援を実施します。

(3) 犯罪被害者等の支援

(ア) 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

被害者等のニーズに応えるため、「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の会員である行政、警察、民間支援団体等が各々の業務について認識を深めて情報交換を行うことにより、各種支援活動を効果的に推進するとともに、その各種活動を通じて支援の重要性を啓発することで、被害者支援に係る社会環境を醸成します。

(イ) 京都府による計画の推進

「京都府犯罪被害者等支援条例」の施行を契機として、被害者等への支援を具体的な項目として計画に掲げ、それぞれの課題を明確にして施策を進めます。

また、新たに設置した支援調整会議を通じて関係機関の連携を強化するとともに、支援を通じて得た気付きや支援サービスの掘り起こしを関係機関と共有し、被害者等へのよりきめ細やかな支援の充実を図ります。

(ウ) 市町村や関係機関との連携

複雑多岐にわたる犯罪被害者等が抱える課題に対して、京都犯罪被害者支援センターに配置したコーディネーター（社会福祉士等）を中心に、関係機関が一堂に会して支援計画を協議する支援調整会議に市町村職員が中長期的支援の主体者として参画することにより、刑事手続等専門的知識を要する被害者の相談に対する担当者の不安を解消するとともに、支援機関と市町村の関係課とのネットワークを構築し、更なる支援の充実を図ります。

2 施策の実施

計画の推進に当たっては、第1章に定める「施策の基本」に基づき、重点事項に関する施策を中心に、効果検証やその結果に基づく施策の見直しを継続して行うマネジメントサイクルの確立が求められています。

また、計画の進捗状況については、重点事項に関する事業を軸として、様々なデータの分析のほか、事業担当者だけでなく、事業受益者からの声等を踏まえて、毎年度、外部委員と担当行政機関で評価し、課題に応じた改善策を検討する体制を構築します。

（参考資料１）２０１８（平成３１）年以降に制定・施行・改正された法律等

法律の名称	主な内容	公布・施行等
民法（一部改正）	成年年齢の18歳への引下げ、女性の婚姻年齢の18歳への引上げ	H30.6.20公布 R4.4.1施行
児童福祉法及び児童虐待防止法の一部を改正する法律	児童等保護への司法関与強化	H29.6.21公布 H31.4.2施行
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	障害者の活躍の場の拡大に関する措置。国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置	R1.6.14公布 R2.4.1施行
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	目的、基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充等、市町村による貧困対策計画の策定、具体的施策の趣旨の明確化等	R1.6.19公布 R1.9.7施行
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置	R1.6.26公布 R2.4.1等施行
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	地域共生社会の実現を図るため、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等	R2.6.12 公布 R3.4.1 施行
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律	「つきまとい」に当てはまる規制対象行為を追加 GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等についても規制対象行為	R3.4.28 公布 R3.8.26 施行等
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律	発信者情報の開示を一つの手続きで行うことを可能とする「新たな裁判手続」創設 ログイン型投稿における発信者情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等	R3.4.28 公布 R4.10.1 施行
少年法等の一部を改正する法律	18・19歳を「特定少年」として引き続き少年法適用、原則逆送対象事件の拡大、推知報道の一部解禁	R3.5.28 公布 R4.4.1 施行
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止とその定義、及び防止について明記	R3.6.4 公布 R5.4.1 施行

法律の名称	主な内容	公布・施行等
強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律	「強制労働の廃止に関する条約」を締結するため、国内法を整備するもの	R3.6.16 公布 R3.7.6 施行
児童福祉法の一部を改正する法律	市町村におけるこども家庭センターの設置	R4.6.15 公布 R6.4.1 施行（予定）
こども家庭庁設置法	内閣府の外局として、こども家庭庁を設置	R4.6.22 公布 R5.4.1 施行
こども基本法	・ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・ こども政策推進会議の設置	R4.6.22 公布 R5.4.1 施行
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）	・ 女性相談支援センターの設置 ・ 多様な支援を包括的に提供する体制を整備	R4.5.25 公布 R6.4.1 施行（予定）
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（議員立法）	・ 国や地方公共団体に対し、障害者からの相談対応に当たっての配慮 ・ 障害者に対し、障害の種類・程度に応じて情報提供することを配慮 等	R4.5.25 公布 公布日施行
刑法の一部を改正する法律	・ 拘禁刑の創設 ・ 刑の執行猶予制度の拡充 ・ 侮辱罪の法定刑の引上げ	R4.6.17 公布 R4.7.7 施行
個人情報保護法の一部を改正する法律	・ 個人データについて、利用停止や消去等を請求する場合の対象要件が緩和 ・ 第三者提供記録についての開示請求が可能	R2.6.12 公布 R4.4.1 施行
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律	・ クロスボウ所持の禁止と所持許可制の導入	R3.6.16 公布 R4.3.15 施行
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	・ 保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化 ・ 協議会の法定化 等	R5.5.19 公布 R6.4.1 施行（予定）
孤独・孤立対策推進法	・ 国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、基本理念、国等の責務、基本的施策、推進体制を規定	R5.6.7 公布 R6.4.1 施行（予定）
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律	・ 性犯罪の構成要件を改め、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪の処罰規定を整備 ・ 性的同意年齢の引上げ ・ 性犯罪の公訴時効期間を延長 等	R5.6.23 公布 R5.6.23 等施行

(参考資料 2) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりにおける関連計画等

計画名	所管課	内容
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次) (計画期間:平成28～令和7年度)	人権啓発推進室	人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもの
京都府男女共同参画計画 ー K Y O のあけぼのプラン (第4次) (計画期間:令和3～令和12年度)	男女共同参画課	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」第14条の規定に基づき策定
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次) (計画期間:平成31～令和5年度)	男女共同参画課	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」第2条の3の規定に基づき策定
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 (計画期間:令和4～令和6年度)	消費生活安全センター	安心・安全な消費生活の実現を目指して、京都府消費生活安全条例(平成19年京都府条例第9号)第7条の規定に基づき、消費生活施策を計画的に推進することを目的に策定しているもの
京都府子ども・子育て応援プラン (計画期間:令和2～令和6年度)	こども・青少年総合対策室	子どもが社会の宝として、地域の中であたたかく見守られ、子どもの生き活きとした姿と明るい声が響きわたり、次代を支える若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができる環境、子どもが健やかに育つことが喜びあえる社会を実現するための施策を推進するもの
児童虐待の防止と援助のためのネットワーク指針(京都府児童虐待防止ネットワーク会議)	家庭支援課	関係機関からなるネットワークを構築し、府全域における児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応体制の強化を目的に設置
第2次 京都府子どもの貧困対策推進計画(計画期間:令和2年度～令和6年度)	家庭支援課	子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されことなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」第9条の規定に基づき策定
第10次京都府高齢者健康福祉計画 (計画期間:令和3年度～令和5年度)	高齢者支援課	高齢者人口がピークを迎える2040年、一方で、生産年齢人口の減少が見込まれることを見据え、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進

		や介護人材の確保、介護現場の生産性向上を図るため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定める
第3次京都府地域福祉支援計画 (計画期間：平成31～令和5年度)	地域福祉推進課	地域共生社会を構築するため、京都府の地域福祉を進めるうえでの基本理念と取組方向を定めたもの ※第4次京都府地域福祉支援計画 (計画期間：令和6～令和10年度)
第2次京都府自殺対策推進計画 (計画期間：令和3～令和7年度)	地域福祉推進課	京都府自殺対策に関する条例（平成27年京都府条例第20号）第9条の規定による、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画
第4期京都府障害者基本計画 (計画期間：令和2年度～令和5年度)	障害者支援課	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項の規定に基づき策定する、京都府が講じる障害者施策に関する基本的な計画。
第6期京都府障害福祉計画、第2期京都府障害児福祉計画 (計画期間：令和3年度～令和5年度)	障害者支援課	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第89条第1項の規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の22第1項の規定に基づき策定する、京都府が講ずる障害者施策に関する計画で、「京都府障害者基本計画」の実施計画として位置付け
京都府依存症等対策推進計画 (計画期間：令和3年度～令和8年度)	障害者支援課	依存症及びアルコール健康障害に係る対策を、本府の実情に即して、発生から進行、再発の各段階に応じて推進するため策定
京都府住生活基本計画 京都府賃貸住宅供給促進計画 (計画期間：令和3年度～令和12年度)	住宅課	【京都府住生活基本計画】 住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、府民の住生活の安定及び質の向上に関する基本的な計画として定めたもの 【京都府賃貸住宅供給促進計画】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、府内の住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を目的として策定
交番・駐在所等の機能充実・強化プラン (平成18年7月)	警察本部警務課・地域課	交番・駐在所等の機能を充実・強化し、地域の防犯力の向上を府民と警察が協力・協働して推進するため策定
第2期京都府教育振興プラン (計画期間：令和3～令和12年度)	教育委員会総務企画課	教育基本法（平成18年法律第120号）において地方公共団体が定めるよう努めることとされている「教育振興基本計画」であり、長期的な展望に立って、京都府の教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京都府ならではの教育」を進めていくための指針となるもの

(参考資料3) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会

1 委員名簿

氏 名	所 属
阿部 千寿子	京都先端科学大学経済経営学部准教授
石塚 伸一	龍谷大学名誉教授
久保井 純子	NPO法人京都府就労支援事業者機構事業所長
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部教授
桑村 信慶	京都府保護司会連合会会長
小林 稔	京都府地域生活定着支援センター長
柴田 勝久	与謝野町総務課長（京都府町村会）
諏訪 真之	京都市保健福祉総務課労務・調整担当課長
高橋 みどり	京都弁護士会
谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部教授
椿原 正人	京都府防犯推進委員連絡協議会会長
中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役
平井 紀夫	京都犯罪被害者支援センター副理事長
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
溝川 眞司	有限会社空海コーポレーション代表取締役
道本 明典	八幡市総務部長（京都府市長会）
三井 俊和	一般社団法人関西ICT協会理事、京都府警察ネット安心アドバイザー
森田 里佳	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会事務局次長
山本 紫乃	学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」

(敬称略)

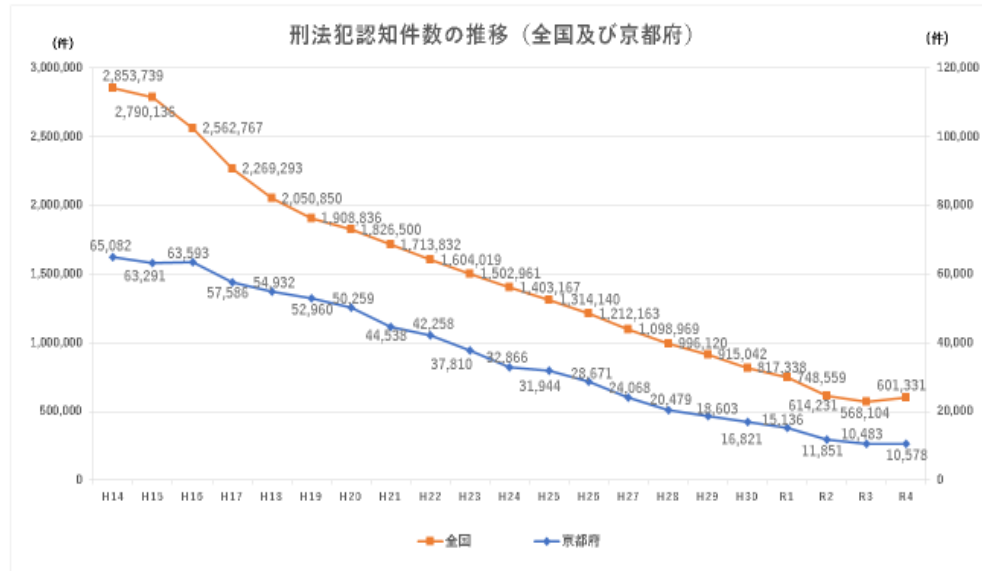
2 検討経過

	日時	会場	テーマ
第1回	令和5年6月7日（水）	京都府公館	現行計画に基づく取組状況、現状と課題に関する意見交換
第2回	令和5年8月1日（火）	京都府公館	防犯まちづくり及び再犯防止に係る意見交換
	令和5年8月4日（金）	京都府公館	犯罪被害者支援に係る意見交換
第3回	令和5年10月4日（水）	京都府公館	改定計画中間案に係る意見交換
第4回	令和6年1月26日（金）	京都府立京都学・歴彩館	改定計画最終案に係る意見交換

(統計資料) 京都府における犯罪情勢等

(1) 刑法犯認知件数（全国及び京都府）

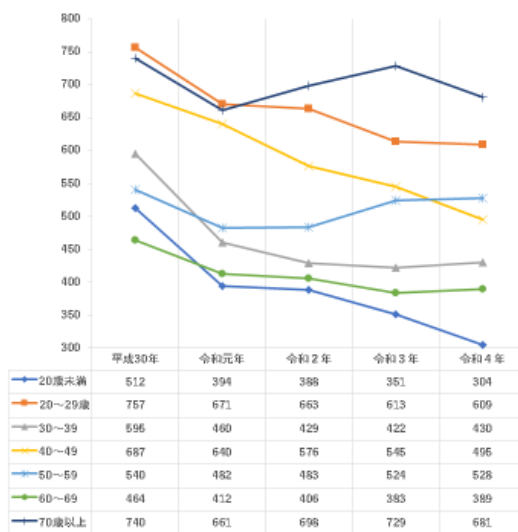
刑法犯認知件数は、平成14年をピークに以降減少してきたが、令和4年は戦後最少となった令和3年よりも増加。コロナ禍の行動制限の解除や社会経済活動の活発化など、人流の増加が一定程度影響



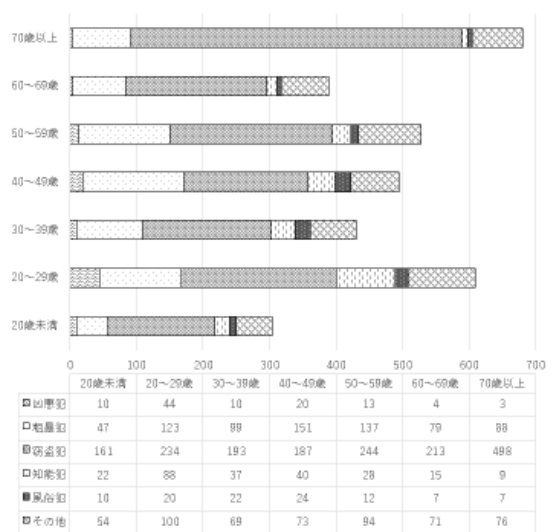
参考：京都府警察本部資料

(2) 府内刑法犯検挙人員数（年齢別・罪種別内訳）

京都府の刑法犯年齢別検挙人員推移



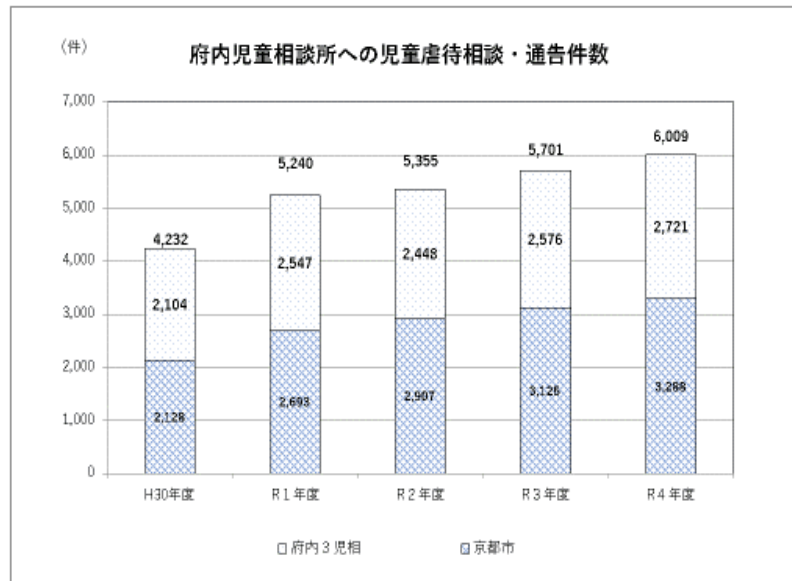
京都府の刑法犯検挙人員罪種別内訳（令和4年）



参考：京都府警察本部犯罪統計書

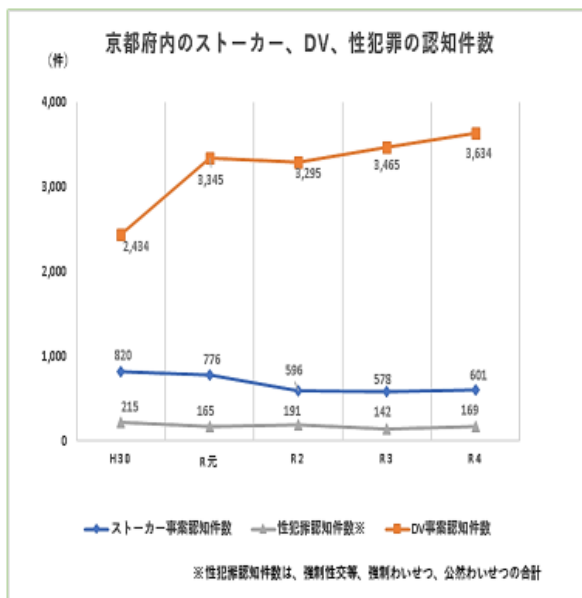
(3) 児童虐待

京都府内において、児童虐待に関する相談・通告件数は年々増加しており、内容別では、子どもの面前行われた配偶者間の暴力、DVによる「心理的虐待」に関する警察からの通告が特に増加している。

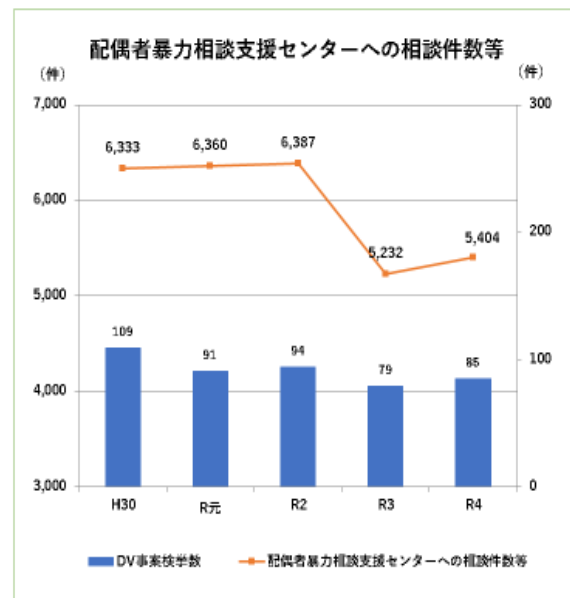


参考：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐみ局資料

(4) ストーカー、DV、性犯罪



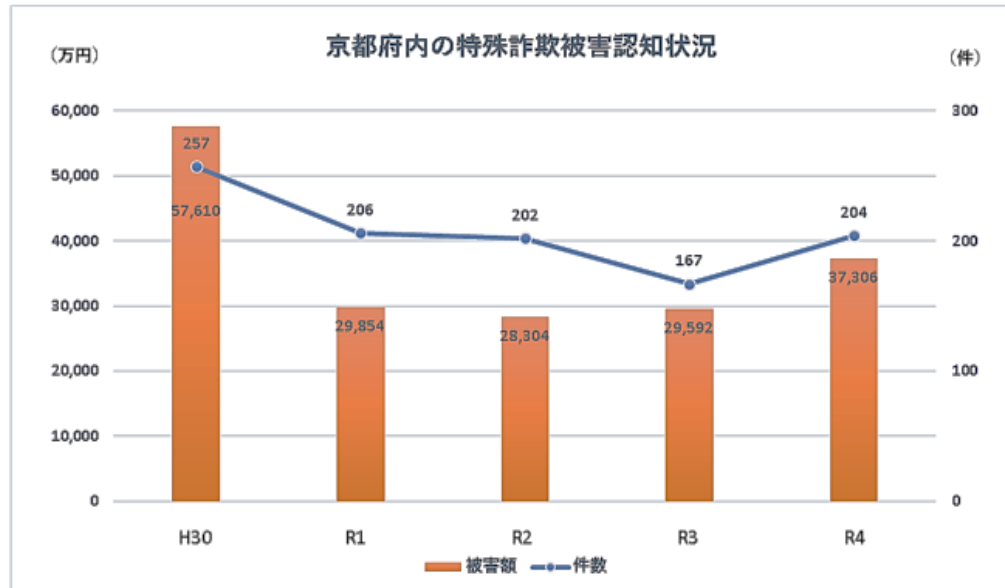
参考：京都府警察本部資料



参考：京都府健康福祉部及び京都府警察本部資料

(5) 特殊詐欺

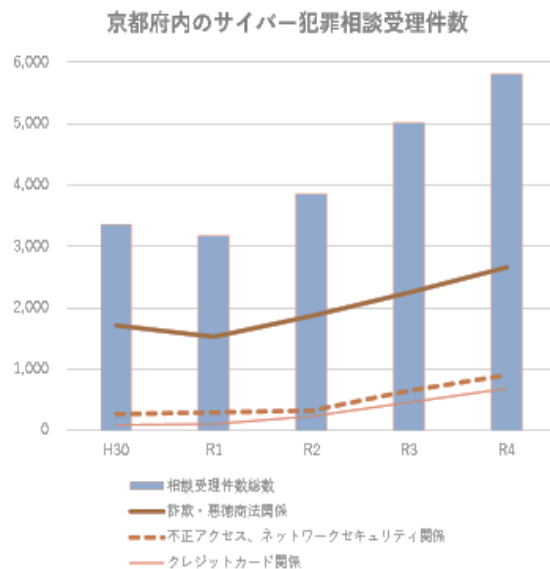
令和4年中の京都府内特殊詐欺の認知件数は204件で前年比37件の増加、被害額は3億7,306万円で前年比7,713万円の増加と2年連続で増加しており、深刻な状況



参考：京都府警察本部資料

(6) サイバー犯罪

令和4年中の府警察本部におけるサイバー犯罪の相談受理件数は、5,808件で5年前の1.7倍となっており、中でも、増加が著しいのは、クレジットカード番号盗取等（7.8倍）、不正アクセス・ネットワークセキュリティ（3.4倍）、詐欺・悪徳商法（1.6倍）

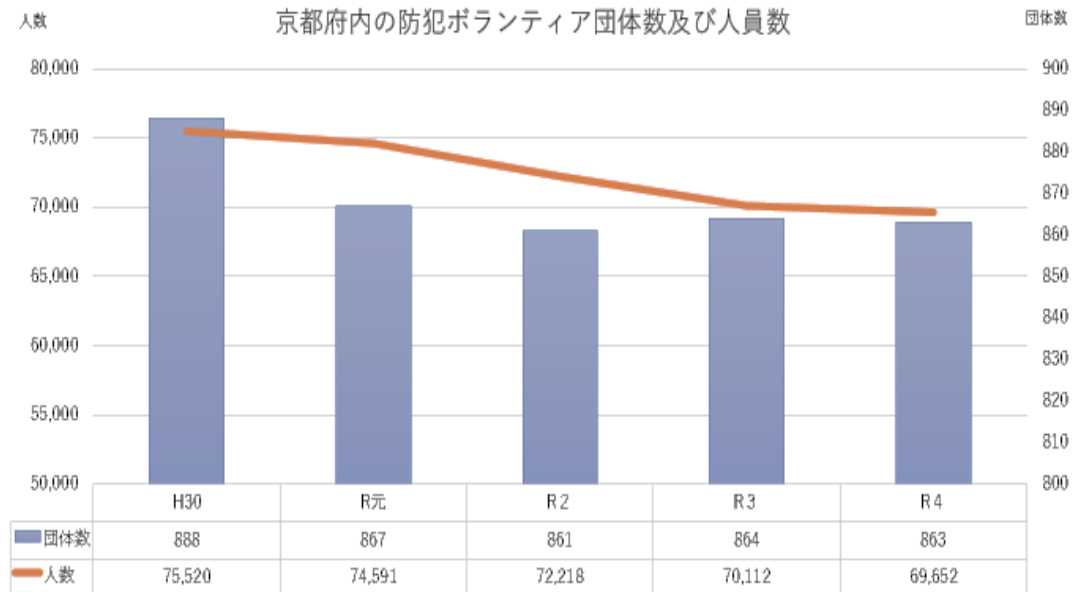


内訳	H30	R1	R2	R3	R4
詐欺・悪徳商法関係	1,712	1,533	1,864	2,253	2,658
ネットオークション関係	86	36	31	51	25
名義乗換・詐称中傷関係	216	225	293	324	229
児童ポルノ流布等特定の児童に係る被害関係	10	7	14	20	12
不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係	266	301	333	645	912
クレジットカード関係	88	103	238	456	682
コンピュータ・ウイルス関係	42	60	60	70	80
迷惑メール・スパムメール関係	117	139	141	80	82
違法有害なホームページ・掲示板等通報	445	310	342	363	464
その他	380	454	536	751	664
合計	3,362	3,168	3,852	5,013	5,808

参考：京都府警察本部資料

(7) 防犯ボランティア

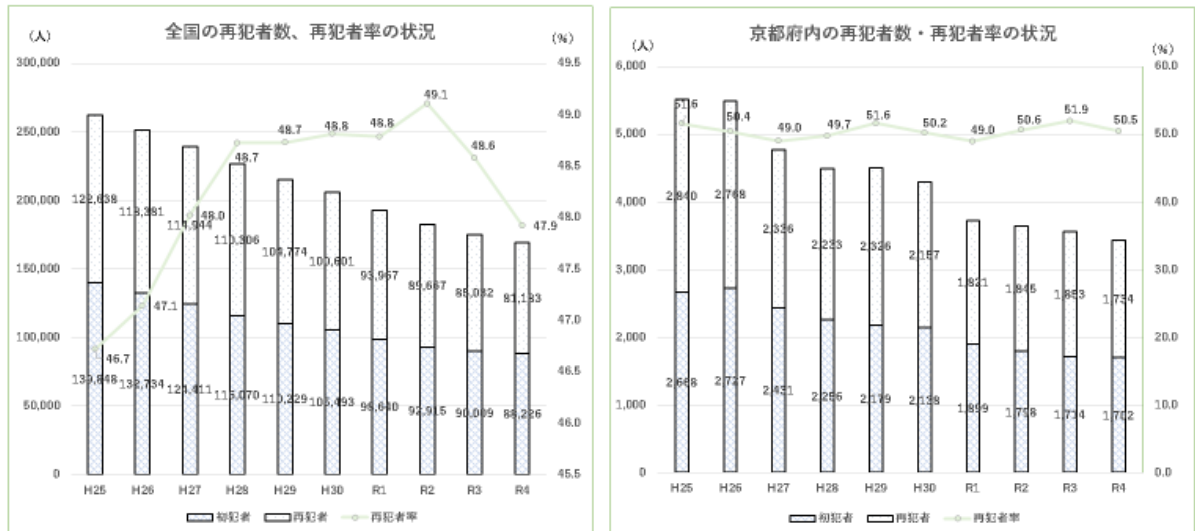
京都府内の防犯ボランティアの人数は年々減少しており、5年前と比較すると7.8%の減少となっている。



参考：京都府警察本部資料

(8) 再犯者数

京都府内の刑法犯検挙者中の再犯者数は減少しており、再犯者率は約5割でほぼ横ばいで推移している。

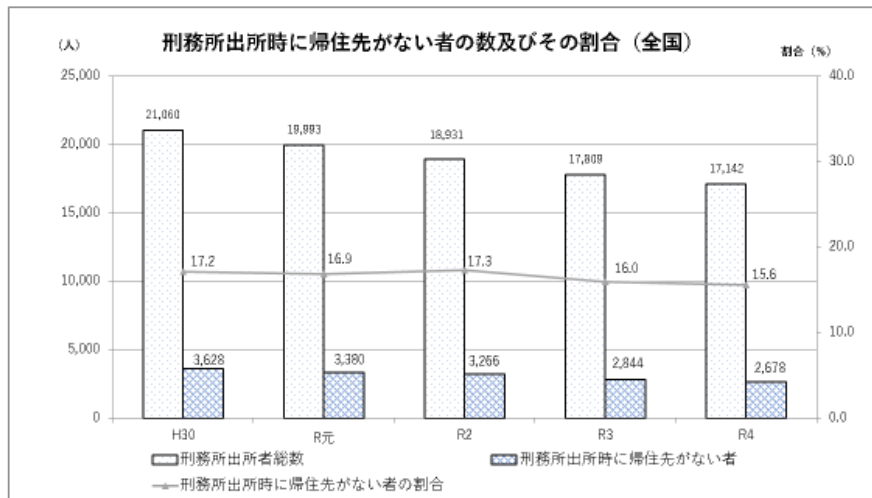


参考：再犯防止推進白書

参考：京都府警察本部犯罪統計書

(9) 刑務所出所時の帰住先

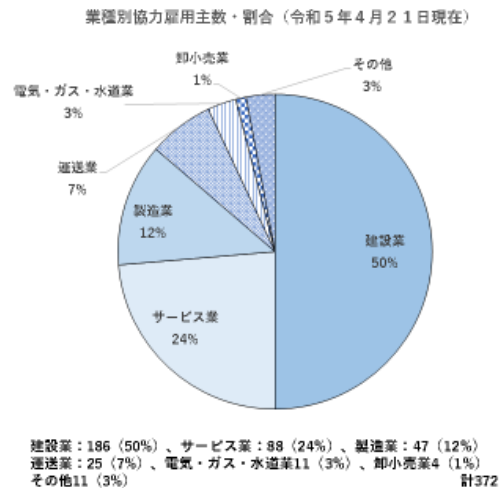
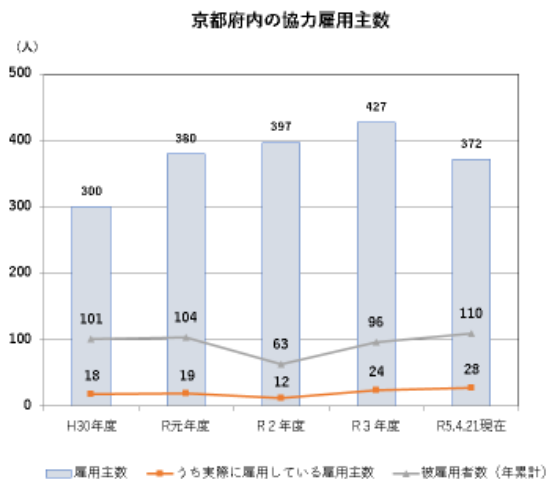
刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、過去5年間は約16%前後で推移しており、令和4年は15.6%と前年（16.0%）よりも0.4ポイント減少したが、一定の割合で存在している。



参考：再犯防止推進計画の参考指標に関するデータ（法務省資料）

(10) 協力雇用主の推移

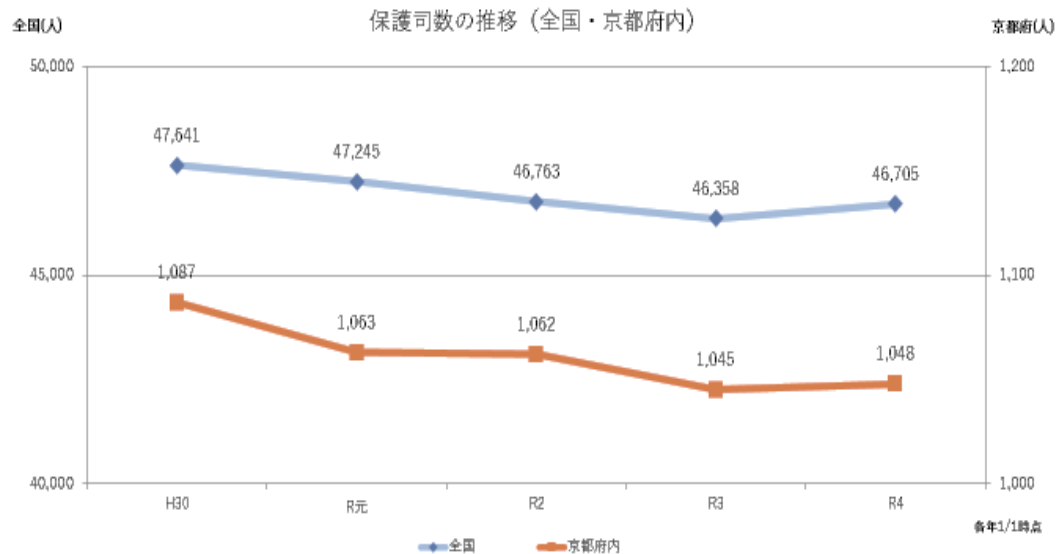
京都府内における協力雇用主は、令和5年4月時点では372社で業種別では、建設業が約5割を占める。



参考：京都府保護観察所資料

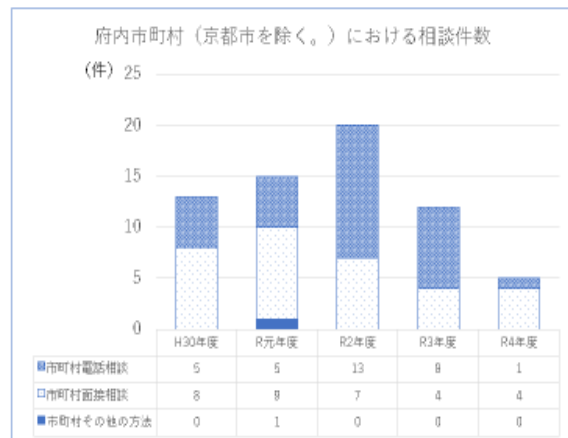
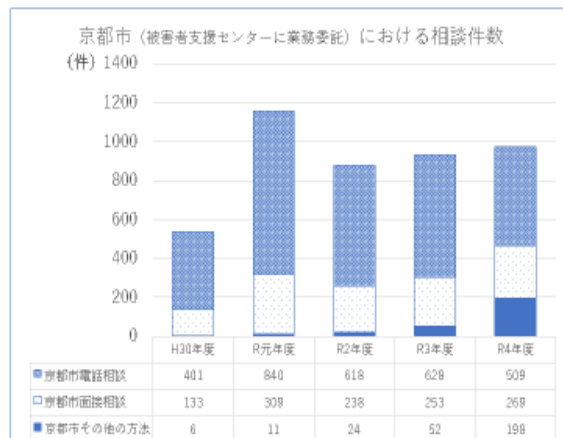
(11) 保護司数の推移

京都府内の保護司の人数は全国的な動きと同じく、年々減少しているところ、令和3年度から、保護司活動の年齢の上限が76歳から78歳に引き上げられたことから、令和4年は微増しているが、高齢化は顕著な状況



(12) 市町村における被害者からの相談等

京都府内市町村窓口には被害者等が相談や見舞金の申請に訪れるケースは、かなり少ない状況である。
 （※京都市については、市の窓口ではなくセンターに業務を委託していることから、他の市町村と前提が異なる。）



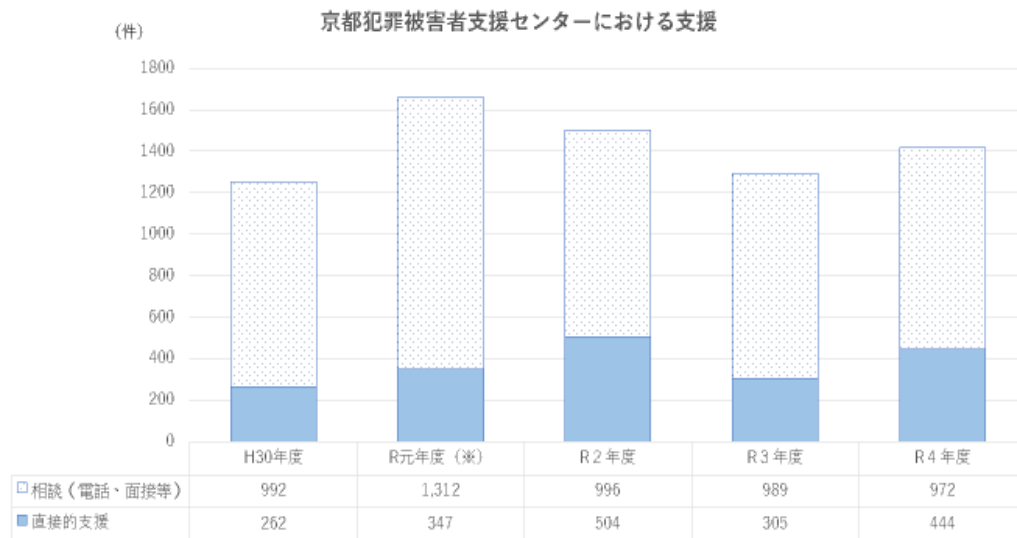
【見舞金等の支給状況】

R元年度は京アニ事件により、京都市、宇治市で大幅に増加

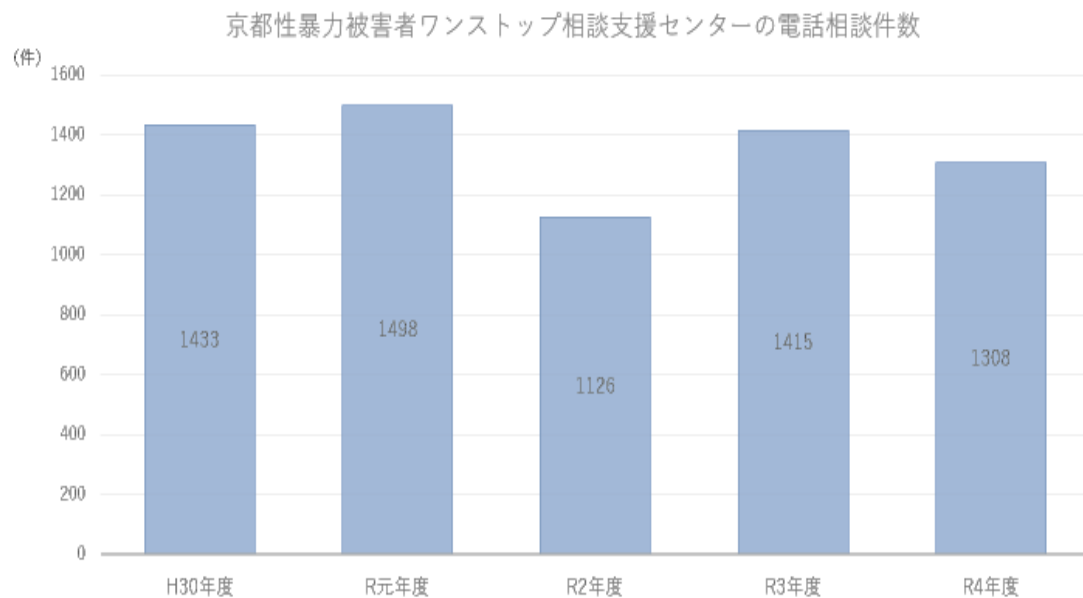
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
内訳	府内市町村見舞金等総数	2件／20万円	26件／640万円	12件／250万円	5件／130万円	6件／140万円
	京都市生活資金給付金	0件／ 0円	9件／270万円	6件／180万円	3件／ 90万円	3件／ 90万円
	市町村見舞金	2件／20万円	17件／370万円	6件／ 70万円	2件／ 40万円	3件／ 50万円

(13) 京都犯罪被害者支援センターにおける相談等

京都犯罪被害者支援センターにおける支援では、令和元年度から令和2年度は、京都アニメーション放火事件のために急増。近年は、病院や裁判への付添等の直接的支援が増加傾向にある。



(14) 性暴力被害に関する相談等



(15) SNSの利用に起因する子どもの被害

